

吉野町地域防災計画

— 防災関連資料編 —



令和 3 年度修正
吉野町防災会議

参 考 資 料

1	防災関係機関に関する資料	
1-1	吉野町防災会議委員	資 1
1-2	報道機関	資 1
2	通信に関する資料	
2-1	町防災行政用無線（移動系）	資 2
2-2	災害時優先電話	資 2
2-3	非常通信経路	資 3
2-4	報告系統図	資 4
3	医療救護に関する資料	
3-1	医療機関	資 5
3-2	救護所の設置予定場所	資 6
3-3	AEDの設置場所	資 7
4	避難収容に関する資料	
4-1	指定緊急避難場所	資 8
4-2	指定避難所	資 16
4-3	応急仮設住宅建設候補地	資 24
4-4	要配慮者利用施設	資 24
4-5	吉野町高齢者避難・避難指示判断伝達マニュアル	資 25
5	交通・輸送に関する資料	
5-1	臨時場外離着陸場（場外ヘリポート）	資 36
5-2	防災ヘリコプター・自衛隊ヘリコプター消火活動に伴う汲水ポイント	資 37
5-3	緊急輸送道路ネットワーク路線	資 38
5-4	障害物除去の優先道路	資 38
5-5	道路整備の現況	資 38
5-6	バス所有者	資 39
5-7	タクシー業者	資 39
6	物資等の調達・供給に関する資料	
6-1	町内の給食施設	資 40
6-2	救援物資の集積場所	資 40
6-3	調達物資品目	資 40
6-4	水道施設	資 41
6-5	給水機材の現況	資 41
6-6	水道普及率	資 41
6-7	緊急物資備蓄計画（食料編）	資 42
7	遺体の処理に関する資料	
7-1	災害時遺体収容所	資 43
7-2	火葬場	資 43
8	廃棄物の処理に関する資料	
8-1	し尿処理施設	資 44
8-2	し尿収集資機材の保有状況	資 44
8-3	ごみ処理施設	資 44
8-4	ごみ収集資機材の保有状況	資 44

9	文教に関する資料	
9-1	町内の文化財	資 45
10	消防に関する資料	
10-1	消防団の組織及び各分団の管轄区域	資 48
10-2	消防団員	資 49
10-3	消防団警戒区域責任分担表	資 49
10-4	消防施設の状況	資 50
10-5	業態別防火対象物	資 50
10-6	町内の危険物施設	資 54
11	水防に関する資料	
11-1	重要水防箇所	資 55
11-2	ため池要整備箇所	資 56
11-3	気象観測所等	資 56
11-4	水防資機材備蓄状況	資 57
12	災害危険箇所	
12-1	土砂災害警戒区域等指定区域の指定状況	資 58
12-2	土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所	資 58
12-3	山地災害危険地区	資 59
12-4	道路危険箇所	資 59
12-5	孤立予想地区	資 60
13	その他の資料	
13-1	「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表	資 61
13-2	激甚災害認定基準	資 66
13-3	県・国に被害状況等を報告すべき災害等	資 70
13-4	気象庁による震度階級関連解説表	資 74
13-5	災害弔慰金支給の概要	資 76
13-6	被災者生活再建支援金支給の概要	資 77
13-7	災害援護資金貸付の概要	資 78
13-8	生活福祉金貸付の概要	資 79
13-9	母子・寡婦福祉資金貸付の概要	資 80
13-10	㈱日本政策金融公庫からの融資の概要	資 81
13-11	天災資金の概要	資 83

 条 例 ・ 協 定 等

条例・協定 1	吉野町防災会議条例	条 1
条例・協定 2	吉野町災害対策本部条例	条 3
条例・協定 3	災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例	条 4
条例・協定 4	奈良県消防広域相互応援協定	条 7
条例・協定 5	奈良県林野火災対策用空中消火資機材運用要綱	条 10
条例・協定 6	奈良県水道災害相互応援に関する協定	条 13
条例・協定 7	吉野町災害協定締結一覧	条 17

 様 式 集

様式 1	災害概況即報	様 1
	記入要領	
様式 2	被害状況即報	様 3
様式 3	災害年報	様 5
	被害報告基準	
様式 4	緊急通行車両等事前届出書	様 10
様式 5	緊急通行車両等事前届出済書	様 10
様式 6	緊急通行車両等確認申出書	様 11
様式 7	緊急通行車両の標章	様 12
様式 8	交通規制の標識	様 12
様式 9	り災証明書様式	様 13

— 参考資料 —

1 防災関係機関に関する資料

1－1 吉野町防災会議委員

選出区分	所属
会 長	吉野町長
1 号委員	奈良県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
2 号委員	奈良県の警察の警察官のうちから町長が任命する者
3 号委員	町長がその部内の職員のうちから指名する者
4 号委員	吉野町教育委員会教育長
5 号委員	消防団長及び奈良県広域消防組合吉野消防署長
6 号委員	学識経験のある者のうちから町長が任命する者

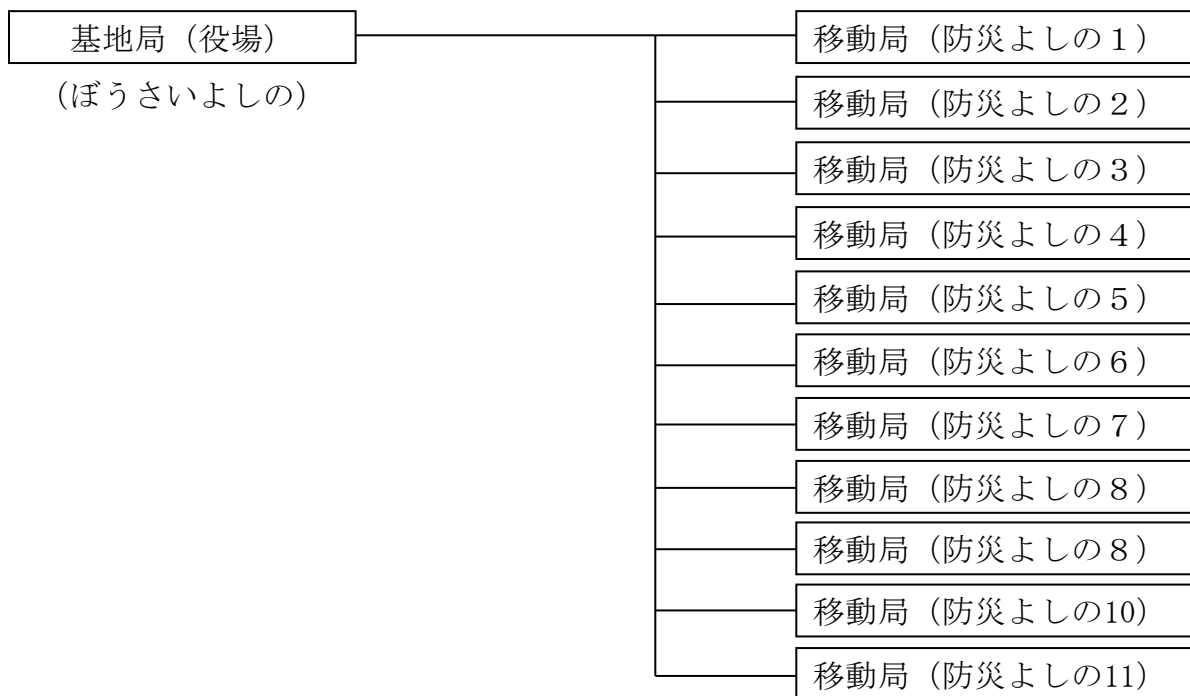
1－2 報道機関

令和2年11月5日現在

報 道 機 関 名	電 話
NHK奈良放送局	0742-26-3411
奈良テレビ放送	0742-24-2900
朝日新聞社奈良総局	0742-36-6331
毎日新聞社奈良支局	0742-34-1521
読売新聞社奈良支局	0742-34-1101
産経新聞社奈良支局	0742-26-6381
日本経済新聞社奈良支局	0742-23-8440
奈良新聞社中南和支社	0744-34-1221
共同通信社奈良支局	0742-26-0077
時事通信社奈良支局	0742-22-4511

2 通信に関する資料

2-1 町防災行政用無線（移動系）



2-2 災害時優先電話

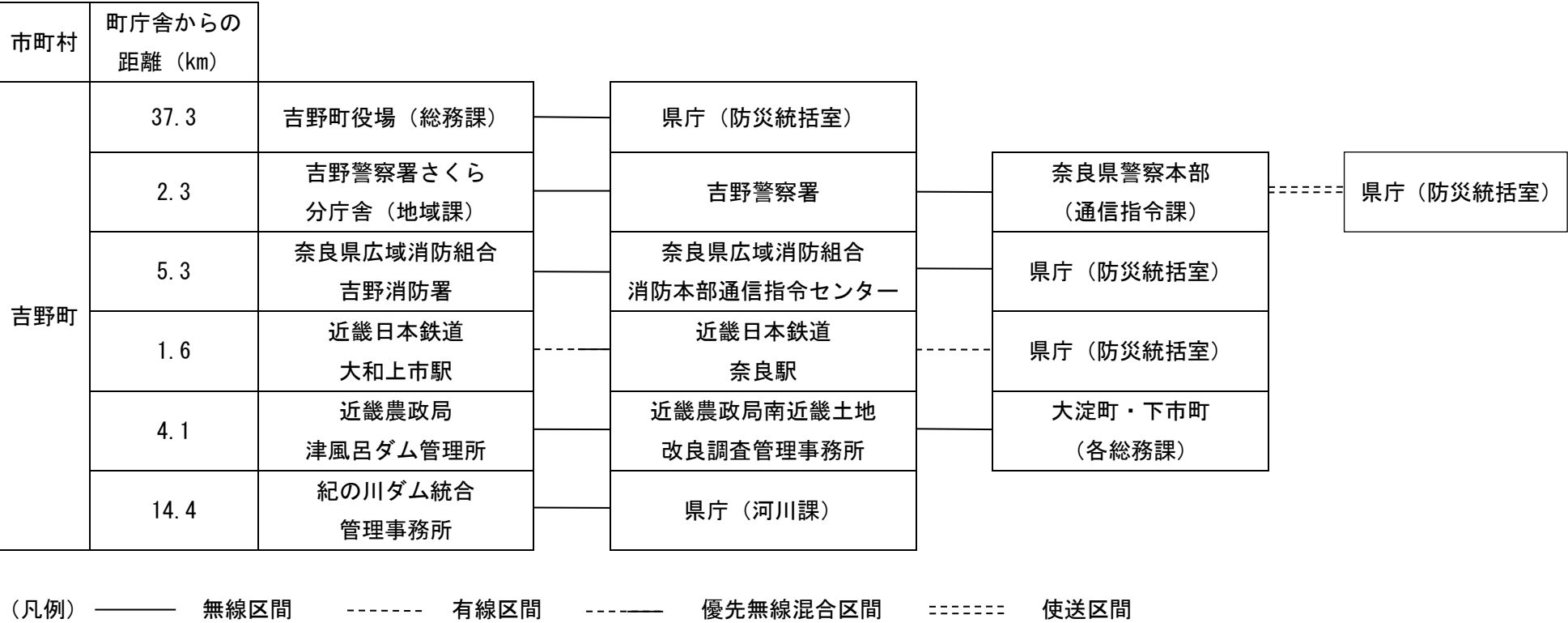
令和3年11月現在

設 置 場 所	所 在 地	電 話 番 号
吉野町役場	上市 80-1	32-3262、32-5998
吉野運動公園	山口 910	32-1119
吉野さくら学園 (吉野町小中一貫教育校)	河原屋 200	32-2902
旧吉野北小学校	平尾 87	34-5067
旧吉野小学校	上市 2298	32-8982
町立吉野病院	丹治 122	32-4321
吉野町飯貝庁舎	飯貝 122	32-8175
よしのこども園	飯貝 465-1	32-2380
わかばこども園	柳 542	35-7603
奈良県広域消防組合 吉野消防署	宮滝 17-1	32-1013

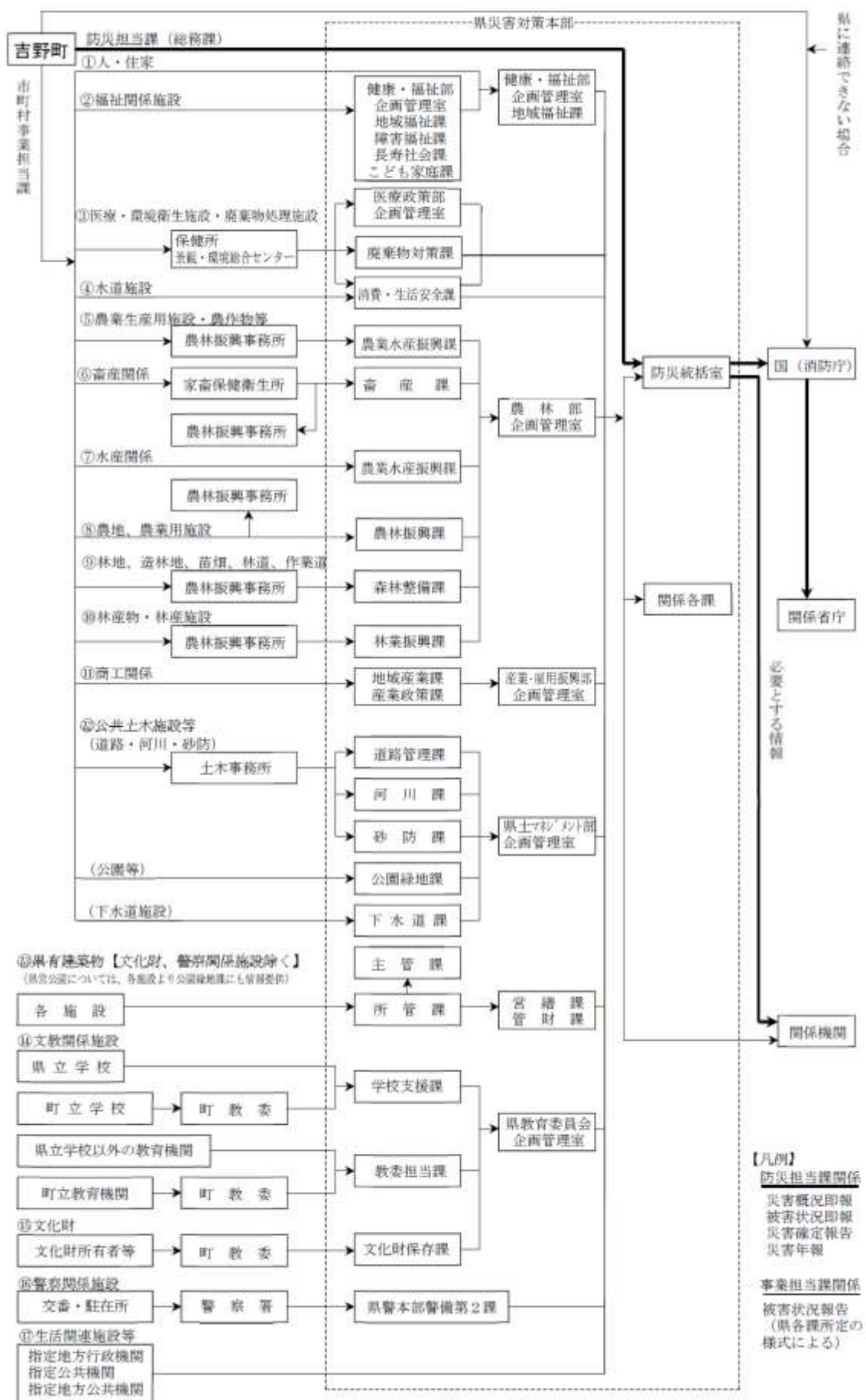
2－3 非常通信経路

令和2年11月5日現在

非常通信経路



2-4 報告系統図



3 医療救護に関する資料

3-1 医療機関

1) 町内における医療機関

令和3年11月現在

医療機関名	所在地	電話番号	代表者	診療科目
南和広域医療企業 団吉野病院	丹治	32-4321	福岡 篤彦	内、整
潮田クリニック	上市	32-3381	奥野 太嗣	内、脳神経外科、婦、リ
島田医院	上市	32-2026	島田 悦治	内、皮、小
松岡医院	新子	36-6030	小林 洋三	内
笹木歯科医院	丹治	32-5048	笹木 充	歯
木村歯科医院	新子	36-6953	木村 雅年	歯
辻井歯科医院	平尾	32-8134	辻井 毅	歯
森口歯科医院	上市	32-2568	森口 浩充	歯
土居歯科医院	立野	32-2623	土居 恒治	歯

2) 周辺医療機関

令和3年11月現在

病院名	所在地	電話番号	診療科目
南和広域医療企業団五 条病院	五條市	0747-22-1112	内、整、皮

3) 地域災害医療センター

令和3年11月現在

病院名	所在地	電話番号	診療科目
南奈良総合医療セ ンター	大淀町	0747-54-5000	内、呼、循、消（胃腸内）、糖（代 謝）、神、皮、感、小、精、外、 泌尿、脳外、整、眼、耳、産婦、リ、 放、麻、病理診断、救急、歯科口 腔外

4) 基幹災害医療センター

令和3年11月現在

県立医科大学 附属病院	開設者	県	
	所在地	橿原市	
	電話番号	0744-22-3051	
	病床数	992	
	診療科目	○循環器内科 ○腎臓内科 ○呼吸器・アレルギー・血液内科 ○消化器・内分泌代謝内科 ○感染制御内科 ○脳神経内科 ○消化器外科・小児外科・乳腺外科 ○心臓血管外科 ○整形外科 ○歯科口腔外科 ○産婦人科 ○眼科 ○小児科	○精神科 ○皮膚科 ○泌尿器科 ○耳鼻咽喉・頭頸部外科 ○放射線・核医学科 ○放射線治療科 ○麻酔科 ○救急科 ○総合診療科 ○形成外科 ○病理診断科 ○リハビリテーション科 ○呼吸器外科

3-2 救護所の設置予定場所

令和3年11月現在

設置予定施設名	所在地	収容能力	施設状況	備考
吉野運動公園体育館	山口910	500人	アリーナ	
吉野町中央公民館	上市133	400人	ホール	
旧吉野小学校	上市2298	500人	体育館ほか	
旧吉野北小学校	平尾87	500人	体育館ほか	
吉野さくら学園 (吉野町小中一貫教育校)	河原屋200	500人	体育館ほか	
吉野山ふるさとセンター	吉野山2548-2	230人	体育館ほか	
吉野町野外活動拠点施設	宮滝110	300人	体育館ほか	

3-3 AEDの設置場所

令和3年11月現在

	施設名	設置箇所	施設種別
1	吉野町役場本庁舎	一階ロビー	公共
2	吉野病院	一階ロビー	公共
3	社会福祉協議会	事務所窓口	公共
4	吉野運動公園総合体育館	一階事務所	公共
5	よしのこども園	職員室	公共
6	わかばこども園	職員室	公共
7	旧吉野小学校	正面玄関	公共
8	旧吉野北小学校	職員室前	公共
9	吉野さくら学園 (吉野町小中一貫教育校)	事務室	公共
10	県立吉野高等学校	体育教官室	公共
11	吉野警察署さくら庁舎	一階受付	公共
12	さくら苑	一階寮母室	公共
13	吉野税務署	二階総務課	公共
14	南都銀行上市支店	ATM コーナー	民間
15	金峯山寺	本坊	民間
16	金峯山寺	蔵王堂本堂	民間
17	吉野山駐在所	事務所(観桜期は警備本部)	民間
18	吉野山自治会	消防団詰所	民間
19	吉野山自治会	自治会長宅(下千本)	民間
20	吉野山自治会	自治会役員(中千本)	民間
21	吉野山自治会	自治会役員(上千本)	民間
22	吉野山自治会	金峯神社社務所 (管理人在所時)	民間
23	近鉄委吉野駅	駅事務所	民間
24	吉野大峰ケーブル千本口駅(下)	駅事務所	民間
25	吉野大峰ケーブル山上駅(上)	駅事務所	民間
26	グランデージゴルフクラブ	キャディマイスター室	民間

4 避難収容に関する資料

4-1 指定緊急避難場所

1) 土砂災害時の指定緊急避難場所

令和3年11月現在

災害区分			土砂災害			
NO	区分	地区名	施設・場所名	住所	判定	想定収容人数
1	中核	上市、立野、千股	吉野町中央公民館	上市133番地	○	260
2		上市	尾仁山老人憩の家	上市2067番地4	△	40
3		上市	本町老人憩の家	上市338番地	△	20
4		上市	上ノ町集会所	上市28番地1	△	30
5		立野	立野集会所	立野164番地2	×	40
6	広域	丹治、飯貝、上市	旧吉野小学校	上市2298番地	○	480
7		丹治、飯貝、上市	よしのこども園	飯貝465番地1	○	190
8	広域	吉野山	吉野山ふるさとセンター	吉野山2548番地1	△	440
9		吉野山	吉野山ビジターセンター	吉野山2430番地	○	130
10		左曽	左曽交流促進センター	左曽80番地1	○	100
11		六田	六田老人憩の家	六田1218番地	△	20
12		橋屋	橋屋林業研修会館	橋屋202番地	○	40
13		丹治	丹治公民館	丹治955番地	△	80
14		飯貝	飯貝老人憩の家	飯貝578番地3	△	20
15		飯貝	藤田公民館	飯貝1098番地1	△	20
16		檜井	檜井老人憩の家	檜井388番地	○	30
17		檜井	吉野町老人福祉センター	檜井587番地	△	160
18	広域	御園、宮滝、菜摘、喜佐谷、檜尾、矢治	吉野町野外活動拠点施設	宮滝103番地	△	380
19		御園	御園多目的集会所	御園362番地	△	30
20		喜佐谷	喜佐谷多目的研修会館	喜佐谷152番地	×	20
21		御園、宮滝、菜摘、喜佐谷、檜尾、矢治	中荘総合研修会館	宮滝229番地2	○	60
22		宮滝	宮滝河川交流センター	宮滝82番地1	△	50
23		菜摘	菜摘ふれあいセンター	菜摘237番地1	△	30
24		檜尾	檜尾林業研修会館	檜尾126番地2	×	20
25		南国栖、国栖、新子、窪垣内、南大野	国栖の杜かなで館	窪垣内49番地1	○	80
26	中核	南国栖、国栖、新子、窪垣内、南大野	国栖中央公民館 (国栖の里総合センター)	新子281番地	△	70
27		南大野	南大野八坂会館	南大野224番地2	△	70
28		新子	新子清水ふれあいセンター	新子355番地	○	40
29		国栖	国栖公民館	国栖281番地	×	10
30		南国栖	南国栖自治会館	南国栖415番地	△	30

災害区分			土砂災害			
N0	区分	地区名	施設・場所名	住所	判定	想定収容人数
31		入野	入野生活改善センター	入野 7 4 6 番 2	△	20
32		柳、香束、三茶屋、色生	わかばこども園	柳 5 4 2 番地	△	80
33	中核	柳、香束、三茶屋、色生	柳児童館	柳 1 3 9 0 番地 1	○	70
34		柳	中竜門ふれあいセンター	柳 1 6 3 5 番地	△	50
35		色生	色生生活改善センター	色生 2 9 0 番地	△	30
36		三茶屋	三茶屋生活改善センター	三茶屋 3 3 3 番地 3	○	20
37		三茶屋	吉野見附「三茶屋」	三茶屋 3 2 8 番地 1	○	40
38		小名	小名集会所	小名 1 5 2 番地	×	30
39		殿川	殿川多目的集会場	小名 9 5 2 番地	△	10
40		柳	別所ふれあいセンター	柳 7 3 9 番地	×	20
41		柳	田尻金照会館	柳 2 6 7 番地の 1	△	30
42		香束	香束多目的集会場	香束 6 4 3 番地 1	○	30
43	広域	山口、平尾、佐々羅、西谷	旧吉野北小学校	平尾 8 7 番地	△	390
44	広域	山口、平尾、佐々羅、西谷、志賀、千股	吉野運動公園総合体育館	山口 9 1 0 番地	○	640
45		佐々羅、峰寺	龍門総合会館	佐々羅 1 7 4 番地	○	70
46		佐々羅	佐々羅農事集会所	佐々羅 1 1 9 番地 2	○	20
47		山口	山口研修会館	山口 4 8 5 番地 3	△	40
48		平尾	平尾研修会館	平尾 3 5 9 番地 1	△	40
49		佐々羅	佐々羅公民館	佐々羅 4 4 6 番地	○	40
50		西谷	西谷農事集会所	西谷 7 6 7 番地	△	40
51		三津	三津ひばり会館	三津 1 1 2 番地	×	20
52		千股	千股生活改善センター	千股 3 5 4 番地 1	×	30
53		志賀	志賀公民館	志賀 8 6 2 番地 2	△	30
54		峰寺	峰寺多目的集会所	峰寺 2 3 番地	△	40
55	広域	河原屋、峰寺、立野	吉野さくら学園 (吉野町小中一貫教育校)	河原屋 2 0 0 番地	○	650
56		河原屋	河原屋公民館	河原屋 1 3 9 番地	△	40
57		飯貝	奈良県立吉野高等学校体育館	飯貝 6 8 0 番地	△	650
判定○ : 土砂災害警戒区域外にある施設 判定△ : 土砂災害警戒区域内で急傾斜地及び土石流のいずれかの指定区域内にある施設 判定× : 土砂災害警戒区域内で急傾斜地及び土石流の双方の指定区域内にある施設 ※土砂災害警戒区域内で指定している施設については、あくまで一時的・緊急的な避難所としての位置づけとし、奈良県土砂災害・防災情報システム危険度予測図等により危険と判断される場合は、より安全な中核避難所等へ避難することとする。						

2) 洪水時の指定緊急避難場所

令和3年11月現在

災害区分			洪水		
NO	区分	地区名	施設・場所名	住所	想定 収容人数
1	中核	上市、立野、千股	吉野町中央公民館	上市133番地	260
2		上市	尾仁山老人憩の家	上市2067番地4	40
3		上市	本町老人憩の家	上市338番地	20
4		上市	上ノ町集会所	上市28番地1	30
5		上市	立野集会所	立野164番地2	40
6	広域	吉野山	吉野山ふるさとセンター	吉野山2548番地1	440
7		吉野山	吉野山ビジターセンター	吉野山2430番地	130
8		左曽	左曽交流促進センター	左曽80番地1	100
9		六田	六田老人憩の家	六田1218番地	20
10		丹治	丹治公民館	丹治955番地	80
11		飯貝	藤田公民館	飯貝1098番地1	20
12		檜井	檜井老人憩の家	檜井388番地	30
13	広域	御園、宮滝、菜摘、喜佐谷、檜尾、矢治	吉野町野外活動拠点施設	宮滝103番地	380
14		御園	御園多目的集会所	御園362番地	30
15		喜佐谷	喜佐谷多目的研修会館	喜佐谷152番地	20
16		御園、宮滝、菜摘、喜佐谷、檜尾、矢治	中荘総合研修会館	宮滝229番地2	60
17		檜尾	檜尾林業研修会館	檜尾126番地2	20
18		南国栖、国栖、新子、窪垣内、南大野	国栖の杜かなで館	窪垣内49番地1	80
19	中核	南国栖、国栖、新子、窪垣内、南大野	国栖中央公民館（国栖の里総合センター）	新子281番地	70
20		国栖	国栖公民館	国栖281番地	10
21		入野	入野生活改善センター	入野746番2	20
22		柳、香束、三茶屋、色生	わかばこども園	柳542番地	80
23	中核	柳、香束、三茶屋、色生	柳児童館	柳1390番地	70
24		柳	中竜門ふれあいセンター	柳1635番地	50
25		色生	色生生活改善センター	色生290番地1	30
26		三茶屋	三茶屋生活改善センター	三茶屋333番地3	20
27		三茶屋	吉野見附「三茶屋」	三茶屋328番地1	40
28		小名	小名集会所	小名152番地	30
29		殿川	殿川多目的集会場	小名952番地	10
30		柳	別所ふれあいセンター	柳739番地	20
31		柳	田尻金照会館	柳267番地の1	30
32		香束	香束多目的集会場	香束643番地1	30

災害区分			洪水		
NO	区分	地区名	施設・場所名	住所	想定 収容人数
33	広域	山口、平尾、佐々羅、 西谷	旧吉野北小学校	平尾 8 7 番地	390
34	広域	山口、平尾、佐々羅、 西谷、志賀、千股	吉野運動公園総合体育館	山口 9 1 0 番地	640
35		佐々羅、峰寺	龍門総合会館	佐々羅 1 7 4 番地	70
36		佐々羅	佐々羅農事集会所	佐々羅 1 1 9 番地 2	20
37		山口	山口研修会館	山口 4 8 5 番地 3	40
38		平尾	平尾研修会館	平尾 3 5 9 番地 1	40
39		佐々羅	佐々羅公民館	佐々羅 4 4 6 番地	40
40		西谷	西谷農事集会所	西谷 7 6 7 番地	40
41		三津	三津ひばり会館	三津 1 1 2 番地	20
42		千股	千股生活改善センター	千股 3 5 4 番地 1	30
43		志賀	志賀公民館	志賀 8 6 2 番地 2	30
44		峰寺	峰寺多目的集会所	峰寺 2 3 番地	40
45	広域	河原屋、峰寺、立野	吉野さくら学園 (吉野町小中一貫教育校)	河原屋 2 0 0 番地	650
46		河原屋	河原屋公民館	河原屋 1 3 9 番地	40
47		飯貝	奈良県立吉野高等学校体育館	飯貝 6 8 0 番地	650

3) 地震時の指定緊急避難場所

令和3年11月現在

災害区分			地震		
NO	区分	地区名	施設・場所名	住所	想定 収容人数
1	中核	上市、立野、千股	吉野町中央公民館	上市133番地	260
2		上市	尾仁山老人憩の家	上市2067番地4	40
3	広域	丹治、飯貝、上市	旧吉野小学校	上市2298番地	480
4	広域	丹治、飯貝、上市	旧吉野小学校運動場	上市2298番地	3,800
5		丹治、飯貝、上市	よしのこども園	飯貝465番地1	190
6		丹治、飯貝、上市	よしのこども園運動場	飯貝465番地	480
7	広域	吉野山	吉野山ふるさとセンター	吉野山2548番地1	440
8	広域	吉野山	吉野山ふるさとセンター運動場	吉野山2548番地1	950
9		吉野山	吉野山下千本駐車場	吉野山	2,100
10		左曽	左曽交流促進センター	左曽80番地1	100
11		橋屋	橋屋林業研修会館	橋屋202番地	40
12		丹治	丹治公民館	丹治955番地	80
13		丹治	吉野病院駐車場	丹治	100
14		丹治	吉野三町村駐車場	丹治	100
15		飯貝	飯貝老人憩の家	飯貝578番地3	20
16		飯貝	藤田公民館	飯貝1098番地1	20
17		檜井	檜井老人憩の家	檜井388番地	30
18		御園	御園多目的集会所	御園362番地	30
19		喜佐谷	喜佐谷多目的研修会館	喜佐谷152番地	20
20	広域	御園、宮滝、菜摘、喜佐谷、檜尾、矢治	吉野町野外活動拠点施設運動場	宮滝103番地	1,290
21		宮滝	宮滝河川交流センター	宮滝82番地1	50
22		菜摘	菜摘ふれあいセンター	菜摘237番地1	30
23		檜尾	檜尾林業研修会館	檜尾126番地2	20
24		南大野	南大野八坂会館	南大野224番地2	70
25		南国栖、国栖、新子、窪垣内、南大野	国栖の杜かなで館運動場	窪垣内49番地1	1,800
26		新子	新子清水ふれあいセンター	新子355番地	40
27		南国栖	南国栖自治会館	南国栖415番地	30
28		入野	入野生活改善センター	入野746番2	20
29		柳、香束、三茶屋、色生	わかばこども園	柳542番地	80
30		柳、香束、三茶屋、色生	わかばこども園運動場	柳542番地	210
31	中核	柳、香束、三茶屋、色生	柳児童館	柳1390番地	70
32		三茶屋	吉野見附「三茶屋」	三茶屋328番地1	40
33		三茶屋	吉野見附「三茶屋」駐車場	三茶屋328番地1	500

災害区分			地震		
N0	区分	地区名	施設・場所名	住所	想定 収容人数
34		小名	小名集会所	小名 1 5 2 番地	30
35		殿川	殿川多目的集会場	小名 9 5 2 番地	10
36		柳	別所ふれあいセンター	柳 7 3 9 番地	20
37		柳	田尻金照会館	柳 2 6 7 番地の 1	30
38		香束	香束多目的集会場	香束 6 4 3 番地 1	30
39	広域	山口、平尾、佐々羅、 西谷	旧吉野北小学校	平尾 8 7 番地	390
40	広域	山口、平尾、佐々羅、 西谷	旧吉野北小学校運動場	平尾 8 7 番地	2, 200
41	広域	山口、平尾、佐々羅、 西谷、志賀、千股	吉野運動公園総合体育館	山口 9 1 0 番地	640
42	広域	山口、平尾、佐々羅、 西谷、志賀、千股	吉野運動公園陸上競技場	山口 9 1 0 番地	5, 200
43		佐々羅、峰寺	龍門総合会館	佐々羅 1 7 4 番地	70
44		佐々羅	佐々羅農事集会所	佐々羅 1 1 9 番地 2	20
45		山口	山口研修会館	山口 4 8 5 番地 3	40
46		平尾	平尾研修会館	平尾 3 5 9 番地 1	40
47		西谷	西谷農事集会所	西谷 7 6 7 番地	40
48		三津	三津ひばり会館	三津 1 1 2 番地	20
49		峰寺	峰寺多目的集会所	峰寺 2 3 番地	40
50	広域	河原屋、峰寺、立野	吉野さくら学園 (吉野町小中一貫教育校)	河原屋 2 0 0 番地	650
51	広域	河原屋、峰寺、立野	吉野さくら学園運動場 (吉野町小中一貫教育校)	河原屋 2 0 0 番地	6, 000
52		河原屋	河原屋公民館	河原屋 1 3 9 番地	40
53		飯貝	奈良県立吉野高等学校体育館	飯貝 6 8 0 番地	650

4) 大規模な火事、内水氾濫等時の指定緊急避難場所

令和3年11月現在

災害区分			大規模な火事、内水氾濫等		
NO	区分	地区名	施設・場所名	住所	想定 収容人数
1	中核	上市、立野、千股	吉野町中央公民館	上市133番地	260
2		上市	尾仁山老人憩の家	上市2067番地4	40
3		上市	本町老人憩の家	上市338番地	20
4		上市	上ノ町集会所	上市28番地の1	30
5		立野	立野集会所	立野164番地2	40
6	広域	丹治、飯貝、上市	旧吉野小学校	上市2298番地	480
7		丹治、飯貝、上市	よしのこども園	飯貝465番地1	190
8	広域	吉野山	吉野山ふるさとセンター	吉野山2548番地1	440
9		吉野山	吉野山ビジターセンター	吉野山2430番地	130
10		左曽	左曽交流促進センター	左曽80番地1	100
11		六田	六田老人憩の家	六田1218番地	20
12		橋屋	橋屋林業研修会館	橋屋202番地	40
13		丹治	丹治公民館	丹治955番地	80
14		飯貝	飯貝老人憩の家	飯貝578番地3	20
15		飯貝	藤田公民館	飯貝1098番地1	20
16		檜井	檜井老人憩の家	檜井388番地	30
17		檜井	吉野町老人福祉センター	檜井587番地	160
18	広域	御園、宮滝、菜摘、喜佐谷、檜尾、矢治	吉野町野外活動拠点施設	宮滝103番地	380
19		御園	御園多目的集会所	御園362番地	30
20		喜佐谷	喜佐谷多目的研修会館	喜佐谷152番地	20
21		御園、宮滝、菜摘、喜佐谷、檜尾、矢治	中荘総合研修会館	宮滝229番地2	60
22		宮滝	宮滝河川交流センター	宮滝82番地1	50
23		菜摘	菜摘ふれあいセンター	菜摘237番地1	30
24		檜尾	檜尾林業研修会館	檜尾126番地2	20
25		南国栖、国栖、新子、窪垣内、南大野	国栖の杜かなで館	窪垣内49番地1	80
26	中核	南国栖、国栖、新子、窪垣内、南大野	国栖中央公民館 (国栖の里総合センター)	新子281番地	70
27		南大野	南大野八坂会館	南大野224番地2	70
28		新子	新子清水ふれあいセンター	新子355番地	40
29		国栖	国栖公民館	国栖281番地	10
30		南国栖	南国栖自治会館	南国栖415番地	30
31		入野	入野生活改善センター	入野746番2	20
32		柳、香束、三茶屋、色生	わかばこども園	柳542番地	80
33	中核	柳、香束、三茶屋、色生	柳児童館	柳1390番地	70

災害区分			大規模な火事、内水氾濫等		
N0	区分	地区名	施設・場所名	住所	想定 収容人数
34		柳	中竜門ふれあいセンター	柳 1 6 3 5 番地	50
35		色生	色生生活改善センター	色生 2 9 0 番地	30
36		三茶屋	三茶屋生活改善センター	三茶屋 3 3 3 番地 3	20
37		三茶屋	吉野見附「三茶屋」	三茶屋 3 2 8 番地 1	40
38		小名	小名集会所	小名 1 5 2 番地	30
39		殿川	殿川多目的集会場	小名 9 5 2 番地	10
40		柳	別所ふれあいセンター	柳 7 3 9 番地	20
41		柳	田尻金照会館	柳 2 6 7 番地の 1	30
42		香束	香束多目的集会場	香束 6 4 3 番地 1	30
43	広域	山口、平尾、佐々羅、 西谷	旧吉野北小学校	平尾 8 7 番地	390
44	広域	山口、平尾、佐々羅、 西谷、志賀、千股	吉野運動公園総合体育館	山口 9 1 0 番地	640
45		佐々羅、峰寺	龍門総合会館	佐々羅 1 7 4 番地	70
46		佐々羅	佐々羅農事集会所	佐々羅 1 1 9 番地 2	20
47		山口	山口研修会館	山口 4 8 5 番地 3	40
48		平尾	平尾研修会館	平尾 3 5 9 番地 1	40
49		佐々羅	佐々羅公民館	佐々羅 4 4 6 番地	40
50		西谷	西谷農事集会所	西谷 7 6 7 番地	40
51		三津	三津ひばり会館	三津 1 1 2 番地	20
52		千股	千股生活改善センター	千股 3 5 4 番地 1	30
53		志賀	志賀公民館	志賀 8 6 2 番地 2	30
54		峰寺	峰寺多目的集会所	峰寺 2 3 番地	40
55	広域	河原屋、峰寺、立野	吉野さくら学園 (吉野町小中一貫教育校)	河原屋 2 0 0 番地	650
56		河原屋	河原屋公民館	河原屋 1 3 9 番地	40
57		飯貝	奈良県立吉野高等学校体育館	飯貝 6 8 0 番地	650

4-2 指定避難所

1) 土砂災害時の指定避難所

令和3年11月現在

災害区分			土砂災害			
NO	区分	地区名	施設・場所名	住所	判定	想定収容人数
1	中核	上市、立野、千股	吉野町中央公民館	上市133番地	○	260
2		上市	尾仁山憩の家	上市2067番地4	×	40
3		上市	本町老人憩の家	上市338番地	△	20
4		上市	上ノ町集会所	上市28番地の1	△	30
5		立野	立野集会所	立野164番地2	×	40
6	広域	丹治、飯貝、上市	旧吉野小学校	上市2298番地	○	480
7		丹治、飯貝、上市	よしのこども園	飯貝465番地1	○	190
8	広域	吉野山	吉野山ふるさとセンター	吉野山2548番地1	△	440
9		吉野山	吉野山ビジターセンター	吉野山2430番地	○	130
10		左曽	左曽交流促進センター	左曽80番地1	○	100
11		六田	六田老人憩の家	六田1218番地	△	20
12		橋屋	橋屋林業研修会館	橋屋202番地	○	40
13		丹治	丹治公民館	丹治955番地	○	80
14		飯貝	飯貝老人憩の家	飯貝578番地3	△	20
15		飯貝	藤田公民館	飯貝1098番地1	△	20
16		檜井	檜井老人憩の家	檜井388番地	○	30
17		檜井	吉野町老人福祉センター	檜井587番地	△	160
18	広域	御園、宮滝、菜摘、喜佐谷、檜尾、矢治	吉野町野外活動拠点施設	宮滝103番地	△	380
19		御園	御園多目的集会所	御園362番地	△	30
20		喜佐谷	喜佐谷多目的研修会館	喜佐谷152番地	×	20
21		御園、宮滝、菜摘、喜佐谷、檜尾、矢治	中荘総合研修会館	宮滝229番地2	○	60
22		宮滝	宮滝河川交流センター	宮滝82番地1	△	50
23		菜摘	菜摘ふれあいセンター	菜摘237番地1	△	30
24		檜尾	檜尾林業研修会館	檜尾126番地2	×	20
25		南国栖、国栖、新子、窪垣内、南大野	国栖の杜かなで館	窪垣内49番地1	○	80
26	中核	南国栖、国栖、新子、窪垣内、南大野	国栖中央公民館 (国栖の里総合センター)	新子281番地	△	70
27		南大野	南大野八坂会館	南大野224番地2	△	70
28		新子	新子清水ふれあいセンター	新子355番地	○	40
29		国栖	国栖公民館	国栖281番地	×	10
30		南国栖	南国栖自治会館	南国栖415番地	△	30

災害区分			土砂災害			
NO	区分	地区名	施設・場所名	住所	判定	想定収容人数
31		入野	入野生活改善センター	入野 7 4 6 番 2	△	20
32		柳、香束、三茶屋、色生	わかばこども園	柳 5 4 2 番地	△	80
33	中核	柳、香束、三茶屋、色生	柳児童館	柳 1 3 9 0 番地	△	70
34		柳	中竜門ふれあいセンター	柳 1 6 3 5 番地	△	50
35		色生	色生生活改善センター	色生 2 9 0 番地	△	30
36		三茶屋	三茶屋生活改善センター	三茶屋 3 3 3 番地 3	○	20
37		三茶屋	吉野見附「三茶屋」	三茶屋 3 2 8 番地 1	○	40
38		小名	小名集会所	小名 1 5 2 番地	×	30
39		殿川	殿川多目的集会場	小名 9 5 2 番地	△	10
40		柳	別所ふれあいセンター	柳 7 3 9 番地	×	20
41		柳	田尻金照会館	柳 2 6 7 番地の 1	△	30
42		香束	香束多目的集会場	香束 6 4 3 番地 1	○	30
43	広域	山口、平尾、佐々羅、西谷	旧吉野北小学校	平尾 8 7 番地	○	390
44	広域	山口、平尾、佐々羅、西谷、志賀、千股	吉野運動公園総合体育館	山口 9 1 0 番地	○	640
45		佐々羅、峰寺	龍門総合会館	佐々羅 1 7 4 番地	△	70
46		佐々羅	佐々羅農事集会所	佐々羅 1 1 9 番地 2	○	20
47		山口	山口研修会館	山口 4 8 5 番地 3	△	40
48		平尾	平尾研修会館	平尾 3 5 9 番地 1	△	40
49		佐々羅	佐々羅公民館	佐々羅 4 4 6 番地	○	40
50		西谷	西谷農事集会所	西谷 7 6 7 番地	△	40
51		三津	三津ひばり会館	三津 1 1 2 番地	×	20
52		千股	千股生活改善センター	千股 3 5 4 番地 1	×	30
53		志賀	志賀公民館	志賀 8 6 2 番地 2	△	30
54		峰寺	峰寺多目的集会所	峰寺 2 3 番地	△	40
55	広域	河原屋、峰寺、立野	吉野さくら学園 (吉野町小中一貫教育校)	河原屋 2 0 0 番地	○	650
56		河原屋	河原屋公民館	河原屋 1 3 9 番地	△	40
57		飯貝	奈良県立吉野高等学校体育館	飯貝 6 8 0 番地	△	650
判定○ : 土砂災害警戒区域外にある施設						
判定△ : 土砂災害警戒区域内で急傾斜地及び土石流のいずれかの指定区域内にある施設						
判定× : 土砂災害警戒区域内で急傾斜地及び土石流の双方の指定区域内にある施設						
※土砂災害警戒区域内で指定している施設については、あくまで一時的・緊急的な避難所としての位置づけとし、奈良県土砂災害・防災情報システム危険度予測図等により危険と判断される場合は、より安全な中核避難所等へ避難することとする。						

2) 洪水時の指定避難所

令和3年11月現在

災害区分			洪水		
NO	区分	地区名	施設・場所名	住所	想定 収容人数
1	中核	上市、立野、千股	吉野町中央公民館	上市133番地	260
2		上市	尾仁山憩の家	上市2067番地4	40
3		上市	本町老人憩の家	上市338番地	20
4		上市	上ノ町集会所	上市28番地の1	30
5		立野	立野集会所	立野164番地2	40
6	広域	吉野山	吉野山ふるさとセンター	吉野山2548番地1	440
7		吉野山	吉野山ビジターセンター	吉野山2430番地	130
8		左曽	左曽交流促進センター	左曽80番地1	100
9		六田	六田老人憩の家	六田1218番地	20
10		丹治	丹治公民館	丹治955番地	80
11		飯貝	藤田公民館	飯貝1098番地1	20
12		檜井	檜井老人憩の家	檜井388番地	20
13	広域	御園、宮滝、菜摘、喜佐谷、檜尾、矢治	吉野町野外活動拠点施設	宮滝103番地	380
14		御園	御園多目的集会所	御園362番地	30
15		喜佐谷	喜佐谷多目的研修会館	喜佐谷152番地	20
16		御園、宮滝、菜摘、喜佐谷、檜尾、矢治	中荘総合研修会館	宮滝229番地2	60
17		檜尾	檜尾林業研修会館	檜尾126番地2	20
18		南国栖、国栖、新子、窪垣内、南大野	国栖の杜かなで館	窪垣内49番地1	80
19	中核	南国栖、国栖、新子、窪垣内、南大野	国栖中央公民館（国栖の里総合センター）	新子281番地	70
20		国栖	国栖公民館	国栖281番地	10
21		入野	入野生活改善センター	入野746番地2	20
22		柳、香束、三茶屋、色生	わかばこども園	柳542番地	80
23	中核	柳、香束、三茶屋、色生	柳児童館	柳1390番地	70
24		柳	中竜門ふれあいセンター	柳1635番地1	50
25		色生	色生生活改善センター	色生290番地1	30
26		三茶屋	三茶屋生活改善センター	三茶屋333番地3	20
27		三茶屋	吉野見附「三茶屋」	三茶屋328番地1	40
28		小名	小名集会所	小名152番地	30
29		殿川	殿川多目的集会場	小名952番地	10
30		柳	別所ふれあいセンター	柳739番地	20
31		柳	田尻金照会館	柳267番地の1	30
32		香束	香束多目的集会場	香束643番地1	30

災害区分			洪水		
N0	区分	地区名	施設・場所名	住所	想定 収容人数
33	広域	山口、平尾、佐々羅、西谷	旧吉野北小学校	平尾 8 7 番地	390
34	広域	山口、平尾、佐々羅、西谷、志賀、千股	吉野運動公園総合体育館	山口 9 1 0 番地	640
35		佐々羅、峰寺	龍門総合会館	佐々羅 1 7 4 番地	70
36		佐々羅	佐々羅農事集会所	佐々羅 1 1 9 番地 2	20
37		山口	山口研修会館	山口 4 8 5 番地 3	40
38		平尾	平尾研修会館	平尾 3 5 9 番地 1	40
39		佐々羅	佐々羅公民館	佐々羅 4 4 6 番地	40
40		西谷	西谷農事集会所	西谷 7 6 7 番地	40
41		三津	三津ひばり会館	三津 1 1 2 番地	20
42		千股	千股生活改善センター	千股 3 5 4 番地 1	30
43		志賀	志賀公民館	志賀 8 6 2 番地 2	30
44		峰寺	峰寺多目的集会所	峰寺 2 3 番地	40
45	広域	河原屋、峰寺、立野	吉野さくら学園 (吉野町小中一貫教育校)	河原屋 2 0 0 番地	650
46		河原屋	河原屋公民館	河原屋 1 3 9 番地	40
47			奈良県立吉野高等学校体育館		650

3) 地震時の指定避難所

令和3年11月現在

災害区分		地震			
NO	区分	地区名	施設・場所名	住所	想定 収容人数
1	中核	上市、立野、千股	吉野町中央公民館	上市133番地	260
2		上市	尾仁山老人憩の家	上市2067番地4	40
3	広域	丹治、飯貝、上市	旧吉野小学校	上市2298番地	480
4		丹治、飯貝、上市	よしのこども園	飯貝465番地1	190
5	広域	吉野山	吉野山ふるさとセンター	吉野山2548番地1	440
6		左曾	左曾交流促進センター	左曾80番地1	100
7		橋屋	橋屋林業研修会館	橋屋202番地	40
8		丹治	丹治公民館	丹治955番地	80
9		飯貝	飯貝老人憩の家	飯貝578番地3	20
10		飯貝	藤田公民館	飯貝1098番地1	20
11		檜井	檜井老人憩の家	檜井388番地	30
12		御園	御園多目的集会所	御園362番地	30
13		喜佐谷	喜佐谷多目的研修会館	喜佐谷152番地	20
14		宮滝	宮滝河川交流センター	宮滝82番地1	50
15		菜摘	菜摘ふれあいセンター	菜摘237番地1	30
16		檜尾	檜尾林業研修会館	檜尾126番地2	20
17		南大野	南大野八坂会館	南大野224番地2	70
18		新子	新子清水ふれあいセンター	新子355番地	40
19		南国栖	南国栖自治会館	南国栖415番地	30
20		入野	入野生活改善センター	入野746番2	20
21		柳、香束、三茶屋、色生	わかばこども園	柳542番地	80
22	中核	柳、香束、三茶屋、色生	柳児童館	柳1390番地1	70
23		三茶屋	吉野見附「三茶屋」	三茶屋328番地1	40
24		小名	小名集会所	小名152番地	30
25		殿川	殿川多目的集会場	小名952番地	10
26		柳	別所ふれあいセンター	柳739番地	20
27		柳	田尻金照会館	柳267番地の1	30
28		香束	香束多目的集会場	香束643番地1	30
29	広域	山口、平尾、佐々羅、西谷	旧吉野北小学校	平尾87番地	390
30	広域	山口、平尾、佐々羅、西谷、志賀、千股	吉野運動公園総合体育館	山口910番地	640
31		佐々羅、峰寺	龍門総合会館	佐々羅174番地	70
32		佐々羅	佐々羅農事集会所	佐々羅119番地2	20
33		山口	山口研修会館	山口485番地3	40

災害区分			地震		
NO	区分	地区名	施設・場所名	住所	想定 収容人数
34		平尾	平尾研修会館	平尾 3 5 9 番地 1	40
35		西谷	西谷農事集会所	西谷 7 6 7 番地	40
36		三津	三津ひばり会館	三津 1 1 2 番地	20
37		峰寺	峰寺多目的集会所	峰寺 2 3 番地	40
38	広域	河原屋、峰寺、立野	吉野さくら学園 (吉野町小中一貫教育校)	河原屋 2 0 0 番地	650
39		河原屋	河原屋公民館	河原屋 1 3 9 番地	40
40			奈良県立吉野高等学校体育館		650

4) 大規模な火事、内水氾濫等時の指定避難所

令和3年11月現在

災害区分			大規模な火事、内水氾濫等		
NO	区分	地区名	施設・場所名	住所	想定 収容人数
1	中核	上市、立野、千股	吉野町中央公民館	上市133番地	260
2		上市	尾仁山憩の家	上市2067番地4	40
3		上市	本町老人憩の家	上市338番地	20
4		上市	上ノ町集会所	上市28番地の1	30
5		立野	立野集会所	立野164番地2	40
6	広域	丹治、飯貝、上市	旧吉野小学校	上市2298番地	480
7		丹治、飯貝、上市	よしのこども園	飯貝465番地1	190
8	広域	吉野山	吉野山ふるさとセンター	吉野山2548番地1	440
9		吉野山	吉野山ビジターセンター	吉野山2430番地	130
10		左曽	左曽交流促進センター	左曽80番地1	100
11		六田	六田老人憩の家	六田1218番地	20
12		橋屋	橋屋林業研修会館	橋屋202番地	40
13		丹治	丹治公民館	丹治955番地	80
14		飯貝	飯貝老人憩の家	飯貝578番地3	20
15		飯貝	藤田公民館	飯貝1098番地1	20
16		檜井	檜井老人憩の家	檜井388番地	30
17		檜井	吉野町老人福祉センター	檜井587番地	160
18	広域	御園、宮滝、菜摘、喜佐谷、檜尾、矢治	吉野町野外活動拠点施設	宮滝103番地	380
19		御園	御園多目的集会所	御園362番地	30
20		喜佐谷	喜佐谷多目的研修会館	喜佐谷152番地	20
21		御園、宮滝、菜摘、喜佐谷、檜尾、矢治	中荘総合研修会館	宮滝229番地2	60
22		宮滝	宮滝河川交流センター	宮滝82番地1	50
23		菜摘	菜摘ふれあいセンター	菜摘237番地1	30
24		檜尾	檜尾林業研修会館	檜尾126番地2	20
25		南国栖、国栖、新子、窪垣内、南大野	国栖の杜かなで館	窪垣内49番地1	80
26	中核	南国栖、国栖、新子、窪垣内、南大野	国栖中央公民館 (国栖の里総合センター)	新子281番地	70
27		南大野	南大野八坂会館	南大野224番地2	70
28		新子	新子清水ふれあいセンター	新子355番地	40
29		国栖	国栖公民館	国栖281番地	10
30		南国栖	南国栖自治会館	南国栖415番地	30
31		入野	入野生活改善センター	入野746番2	20
32		柳、香束、三茶屋、色生	わかばこども園	柳542番地	80

災害区分			大規模な火事、内水氾濫等		
N0	区分	地区名	施設・場所名	住所	想定 収容人数
33	中核	柳、香束、三茶屋、色生	柳児童館	柳 1 3 9 0 番地	70
34		柳	中竜門ふれあいセンター	柳 1 6 3 5 番地	50
35		色生	色生生活改善センター	色生 2 9 0 番地	30
36		三茶屋	三茶屋生活改善センター	三茶屋 3 3 3 番地 3	20
37		三茶屋	吉野見附「三茶屋」	三茶屋 3 2 8 番地 1	40
38		小名	小名集会所	小名 1 5 2 番地	30
39		殿川	殿川多目的集会場	小名 9 5 2 番地	10
40		柳	別所ふれあいセンター	柳 7 3 9 番地	20
41		柳	田尻金照会館	柳 2 6 7 番地の 1	30
42		香束	香束多目的集会場	香束 6 4 3 番地 1	30
43	広域	山口、平尾、佐々羅、西谷	旧吉野北小学校	平尾 8 7 番地	390
44	広域	山口、平尾、佐々羅、西谷、志賀、千股	吉野運動公園総合体育館	山口 9 1 0 番地	640
45		佐々羅、峰寺	龍門総合会館	佐々羅 1 7 4 番地	70
46		佐々羅	佐々羅農事集会所	佐々羅 1 1 9 番地 2	20
47		山口	山口研修会館	山口 4 8 5 番地 3	40
48		平尾	平尾研修会館	平尾 3 5 9 番地 1	40
49		佐々羅	佐々羅公民館	佐々羅 4 4 6 番地	40
50		西谷	西谷農事集会所	西谷 7 6 7 番地	40
51		三津	三津ひばり会館	三津 1 1 2 番地	20
52		千股	千股生活改善センター	千股 3 5 4 番地 1	30
53		志賀	志賀公民館	志賀 8 6 2 番地 2	30
54		峰寺	峰寺多目的集会所	峰寺 2 3 番地	40
55	広域	河原屋、峰寺、立野	吉野さくら学園 (吉野町小中一貫教育校)	河原屋 2 0 0 番地	650
56		河原屋	河原屋公民館	河原屋 1 3 9 番地	40
57			奈良県立吉野高等学校体育館		650

4-3 応急仮設住宅建設候補地

令和3年11月現在

候補地の名称（施設名）	所在地	所有者	有効面積 (㎡)	仮設住宅 建設戸数(戸)
吉野運動公園陸上競技場	吉野町山口 910	吉野町	15,637	143
吉野運動公園プール跡地	吉野町山口 910	吉野町	約 6,000	55

4-4 要配慮者利用施設

令和3年11月現在

	施設名称	住所	電話番号	土砂	浸水
1	南和広域医療企業団吉野病院	吉野町丹治 1 3 0 - 1	32-4321		
2	よしのこども園	吉野町飯貝 4 6 5 - 1	32-2380		
3	わかばこども園	吉野町柳 5 4 2	35-7603		
4	吉野三町村老人福祉施設さくら苑	吉野町檜井 6 0 5 - 1	32-8950		
5	医療法人八甲会潮田病院	吉野町上市 2 1 3 5	32-3381		
6	デイサービスセンター吉野上市	吉野町上市 2 0 1 6 - 1	32-5515		
7	グループホーム善城	吉野町三茶屋 8 4 6	35-7355		
8	ホームケア吉野	吉野町檜井 7 0 0 - 1	32-8993		
9	特別養護老人ホーム柳光	吉野町柳 1 3 9 5 - 1	35-9294		
10	旧吉野北小学校	吉野町平尾 8 7	34-5067		
11	旧吉野小学校	吉野町上市 2 2 9 8 番地	32-4333		
12	吉野さくら学園 (吉野町小中一貫教育校)	吉野町河原屋 2 0 0	32-2901		
13	奈良県立吉野高等学校	吉野町飯貝 6 8 0 番地	32-5151		

※上記、要配慮者利用施設については、土砂及び浸水ハザードエリアに含まれるものについては、今後「要配慮者利用施設避難確保計画」の作成の指導を行う。

※旧吉野北小学校及び旧吉野小学校については、「吉野町小中一貫教育校の施設整備に向けた基本計画」に基づき、令和4年4月より、吉野さくら学園（吉野町小中一貫教育校）へその機能が統廃合される予定である。

第Ⅰ編 水 害

水害とは、水によっておこされる災害のことで、堤防を有さない河川等では、水位上昇に伴い河川水があふれ、徐々に浸水域、浸水深が増加する現象及び、堤防を有する河川で破堤した場合、相当量の氾濫水が流れ出すので、浸水深や浸水域も一気に増加する現象を「外水氾濫」という。

降雨量に対して小河川や下水道等の処理能力が追いつかない場合に発生する現象を「内水氾濫」という。

1. 対象とする災害及び警戒すべき区間・箇所

■ 吉野川破堤・越水氾濫

1) 警戒すべき区間

- ・吉野川上流南国栖地区から六田、上市地区まで

2) 吉野川の浸水想定区域

- ・奈良県が作成した「紀の川水系紀の川の浸水想定区域等」を基本とする。

奈良県が作成したこの浸水想定区域等は、平成 27 年 5 月に水防法の改正に伴い、想定最大規模降雨を対象とした浸水想定区域へと更新された。水防法の規定により想定される条件で大雨が降った場合の河川氾濫時に想定される状況を奈良県がシミュレーションにより求め、浸水した場合に想定される水深を表示した区域である。

なお、雨の降り方によっては、地図上に示された浸水区域以外での浸水することがあり、川が氾濫しない場合でも、低い土地などは浸水被害（床上・床下浸水など）が起こる場合があることに留意する必要がある。

3) 特に注意を要する区間

- ・重要水防箇所

奈良県水防計画に位置付けられている知事管理区間重要水防箇所とする。

■ 高見川破堤・越水氾濫

1) 警戒すべき区間

- ・高見川上流国栖地区から新子地区まで

2) 高見川の浸水想定区域

- ・奈良県が作成した「紀の川水系高見川の浸水想定区域等」を基本とする。

奈良県が作成したこの浸水想定区域等は、平成 27 年 5 月に水防法の改正に伴い、想定最大規模降雨を対象とした浸水想定区域へと更新された。水防法の規定により想定される条件で大雨が降った場合の河川氾濫時に想定される状況を奈良県がシミュレーションにより求め、浸水した場合に想定される水深を表示した区域である。

なお、雨の降り方によっては、地図上に示された浸水区域以外での浸水することがあり、川が氾濫しない場合でも、低い土地などは浸水被害（床上・床下浸水など）が

起こる場合があることに留意する必要がある。

3) 特に注意を要する区間

・重要水防箇所

奈良県水防計画に位置付けられている知事管理区間重要水防箇所とする。

■ 内水氾濫等

1) 警戒すべき区間

・吉野町全域

2) 内水氾濫等の特性

- ・豪雨時等による地表水の増加に排水が追いつかず、道路側溝、用排水溝などが氾濫したり、河川が増水し水位が上昇することにより、河川の自然な排水が困難となり、堤内地の用排水溝などが溢れて氾濫するもの。
- ・町域の大部分が山間部ということから、局地的大雨や集中豪雨にみまわれた場合、山腹から小流木や木片、枝等が土砂とともに谷筋に流れ込み、用排水溝を詰まらせ、一気に氾濫し、付近の家屋に流れ込むという状況が平成 21 年の台風 18 号接近時に多くみられた。こうしたことから、山間からの谷筋沿いは全て警戒すべき箇所である。

3) 特に注意を要する区間

・山間から谷筋沿いにかかる家屋や集落

4) 水害に対して警戒すべき区間・箇所は、下記に示すマップ及び図面を参照。

- ・「吉野町防災マップ 令和 2 年 4 月」（奈良県データを基に作成）
- ・「奈良県知事管理区間重要水防区域図（紀の川水系）」

2. 避難すべき区域

避難指示等の対象となる「避難すべき区域」は表 1) のとおりであるが、運用にあたっては、次の事項に留意する。

- ・重要な情報については、情報を発表した気象官署、河川管理者等に対して相互に情報交換すること。
- ・「避難すべき区域」は、過去の浸水実績や浸水想定などを踏まえて作成したもので、想定を上回る降雨の発生など不測の事態等も想定されることから、事態の進行・状況に応じた、避難指示等の発令区域を適切に判断すること。
- ・「避難すべき区域」作成の際に参考とした浸水想定区域図は、一定規模の外力等を想定して作成されており、想定を上回る水害が発生する可能性があることや、細かい地形が反映されていないことに留意すること。

表 1) 避難すべき区域

■ 吉野川破堤・越水氾濫及び高見川破堤・越水氾濫

避難すべき区域については、「吉野町防災マップ 令和 2 年 4 月」を参照。

※吉野町防災マップ

<http://www.town.yoshino.nara.jp/chomin/shoubou/hazardmap.html>

■ 内水氾濫等

対象地区	吉野町全域 (上市地区) (吉野地区) (中荘地区) (国栖地区) (中竜門地区) (龍門地区)
避難区域	想定浸水深 50cm 程度以上
災害の様相	床上浸水
備 考	

〈留意事項〉

- ・ 浸水深が、50cm を上回る（膝上まで浸水が来ている）場所での避難行動は危険である。
- ・ 流速が早い場合は、20cm 程度でも歩行不可能である。
- ・ 用水路等への転落のおそれのある場所では、道路上 10cm 程度でも危険である。

3. 避難指示等の発令の判断基準

※ 避難指示等の発令の判断基準は表 2) のとおりであるが、この運用にあたっては、次の事項に留意する。

- ・ 重要な情報については、情報を発表した気象官署、河川管理者等と、相互に情報交換すること。
- ・ 想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行いつつ、河川の上流部でどのような状態になっているか、暴風域はどのあたりまで接近しているか、近隣で災害が発生していないか等、広域的な状況把握に努めること。
- ・ 堤防の異常等、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダー観測でとられた強い雨の地域、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮しつつ、総合的な判断を行うこと。
- ・ 吉野川には上流から大迫ダム、大滝ダムが、また支流の津風呂川にも津風呂ダムが設置されていることから、各ダムの流入量・放流量等にも十分留意しながら、総合的に判断すること。

表 2) 避難指示等の発令判断基準

※ 避難指示等は、以下の基準を参考に、今後の気象予想や河川巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

■ 吉野川及び高見川の破堤・越水氾濫

高齢者等避難	・吉野川の上市水位観測所の水位がはん濫注意水位である5.4mに達し、かつ、上流域の観測所の河川水位が上昇している場合 ・大滝ダムからの放流量が「ただし書き操作」開始により1,200t/sを超える放流を開始する場合 ・降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近、通過し、多量の降雨が予想される場合 ※水位周知河川やその他の河川については、流域雨量指数の予測値を参考とする。
避難指示	・吉野川の上市水位観測所の水位が避難判断水位である5.5mに達し、かつ、上流域の観測所の河川水位が上昇している場合 ・大滝ダムからの放流量が「ただし書き操作」開始により1,200t/sを超える放流を開始する場合 ・津風呂ダムからの放流量が100t/sを超える放流を開始する場合 ・河川管理施設の異常（漏水等破堤につながるおそれのある被災等）を確認した場合 ※水位周知河川やその他の河川については、流域雨量指数の予測値を参考とする。

（管内水位観測所一覧）

河川名	観測所名	管理区分	所管	所在地	水位（m）		
					水防団待機（通報）	氾濫注意（警戒）	避難判断（特別警戒）
吉野川 （紀の川）	衣引 注1）	自治体	吉野土木事務所	川上村東川	4.3	7.4	10.7
	妹背	国河川	紀の川ダム統管	吉野町河原屋	4.4	6.5	—
	菜摘	自治体	吉野土木事務所	吉野町菜摘	2.8	4.8	6.8
	上市 注1）	自治体	吉野土木事務所	吉野町上市	3.5	5.4	5.4
高見川	小川	自治体	宇陀土木事務所	東吉野村小川	2.2	3.3	4.3

注1）奈良県より受け持ち区間が示されている水位局とその区間

紀の川 衣引 吉野町と川上村の境界（南国栖）から高見川合流点

紀の川 上市 高見川合流点から五條市と大淀町の境界

出典：奈良県「令和2年度奈良県水防計画」

【水防団待機水位（通報水位）】

- ・水防団（消防団）が出動のために待機する目安となる水位。

- ・県は水防管理者に水位を通知し、水防管理者は消防団を出動準備させる。

【はん濫注意水位（警戒水位）】

- ・水防団（消防団）出動の目安、市町村の高齢者等避難の発令判断の目安、並びに住民への注意喚起となる水位。
- ・県は水防管理者に水位を通知し、水防管理者は消防団を出動させる。

【避難判断水位（特別警戒水位）】

- ・市町村の避難指示の発令判断の目安、住民等の避難等に資する洪水情報を的確に提供していくための水位。
- ・市町村長は、避難判断水位に達した情報を基に、実際の洪水時の上昇速度、降雨や雨域の変化の状況なども考慮しつつ、総合的な判断により避難指示を発令する。

■ 内水氾濫等（吉野町全域）

高齢者等避難	・避難を伴うような浸水、道路冠水になると予想される場合 ・大雨警報（浸水害）が発表され、引き続き多量の降雨が予想される場合
避難指示	・安全のため早めの避難を促す場合 ・大雨警報（浸水害）が発表され、引き続き多量の降雨が予想されるとともに、浸水被害になると予想される場合

4. 避難指示等の伝達方法

- ・避難指示等の伝達先・伝達方法は次のとおりとする。
- なお、情報の伝達は、災害の状況等に応じた最善の方法により行うものとする。
- （下記のチェックリストにより、伝達手段・伝達先に漏れがないか確認する）

表3）避難指示等の伝達先・伝達方法

伝 達 先	伝 達 方 法
【住 民】 ☐ 住民 ☐ 自治会長 ☐ 区 長 ☐ 町内会長 ☐ 自主防災組織代表者	・音声告知放送 ・電話、FAX ・C V Y 自主放送（テレビ） ・広報車、消防車 ・メール配信、エリアメール、SNS（吉野町公式LINE）
【要配慮者、福祉関係機関等】 ☐ 災害時要援護者の事前登録者 ☐ 吉野町社会福祉協議会 ☐ 吉野三町村老人福祉施設さくら苑 ☐ 吉野病院 ☐ 保育所 ☐ 幼稚園 ☐ その他、事前登録要配慮者利用施設	・音声告知放送 ・電話、FAX ・C V Y 自主放送（テレビ） ・広報車、消防車 ・メール配信、エリアメール、SNS（吉野町公式LINE）
【防災関係機関等】 ☐ 吉野町消防団 ☐ 奈良県防災統括室 ☐ 吉野警察署 ☐ 吉野土木事務所	・音声告知放送 ・電話、FAX ・C V Y 自主放送（テレビ）

伝 達 先	伝 達 方 法
☐ 奈良県広域消防組合吉野消防署 ☐ 陸上自衛隊第4施設団本部 ☐ NHK奈良放送局 ☐ 記者クラブ ☐ 近鉄下市口駅 ☐ 奈良交通吉野営業所 ☐ こまどりケーブル（株） ☐ 関西電力送配電（株）高田配電営業所	・ 広報車、消防車 ・ メール配信、エリアメール、SNS（吉野町公式LINE）

5. 避難指示等の伝達内容の例

1) 【警戒レベル3】高齢者等避難の伝達文の例（洪水等）

- 緊急放送！緊急放送！
- こちらは、吉野町（災害対策本部）です。
- ○○川が増水し氾濫するおそれがあるため、○○地区の洪水浸水想定区域に対し、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。
- ○○地区の洪水浸水想定区域にいる高齢者や障害のある人など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。
- ハザードマップで、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。
- それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。
- 特に、急激に水位が上昇しやすい中小河川沿いにお住まいの方や避難経路が通行止めになるおそれがある方は、自主的に避難してください。

2) 【警戒レベル4】避難指示の伝達文の例（洪水等）

- 緊急放送！緊急放送！
- こちらは、吉野町（災害対策本部）です。
- ○○川が増水し氾濫するおそれが高まったため、○○地区の洪水浸水想定区域に対し、警戒レベル4「避難指示」を発令しました。
- ○○地区の洪水浸水想定区域にいる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。
- ハザードマップで、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。
- ただし、避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保してください。

3) 【警戒レベル5】緊急安全確保の伝達文の例

- 河川氾濫が切迫している状況
- 緊急放送！緊急放送！
- こちらは、吉野町（災害対策本部）です。
- ○○川が増水し既に堤防を越え氾濫が発生しているおそれがあります！○○地区の洪水浸水想定区域に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。
- 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高

い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください

● 河川氾濫を確認した状況

■ 緊急放送！緊急放送！

■ こちらは、吉野町（災害対策本部）です。

■ ○○川の水位が○○付近で堤防を越え氾濫が発生したため、○○地区の洪水浸水想定区域に対し、警戒レベル5 「緊急安全確保」を発令しました。

■ 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。（具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とりうる行動等を可能な限り詳細に居住者等に伝達することに努める。）

4) 避難すべき事由（例）

～避難すべき事由（例）～

- ・ ○○川で危険水位に達した
- ・ ○○地区の○○川堤防が決壊した
- ・ ○○地区では土砂災害の危険性が非常に高まった
- ・ 近隣（○○地区）で土地の異常現象が確認された
- ・ 近隣（○○地区）で重大な土砂災害前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂） が確認された

第Ⅱ編 土砂災害

土砂災害とは、土石流（山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が水と一体となって疏下する自然現象）、急傾斜地の崩壊（傾斜のある土地が崩壊する自然現象）、又は地すべり（土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象）を発生原因として住民の生命又は身体に生ずる被害をいう。

1. 対象とする災害及び警戒すべき区間・箇所

吉野町においては、土石流及び急傾斜地の崩壊による土砂災害に対して警戒する必要がある、原因となる自然現象とその被害が影響する区間・箇所等の範囲については、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下「土砂災害防止法」という）に基づく土砂災害警戒区域等の指定がされている。

1) 土砂災害の発生のおそれのある溪流や斜面の数（土砂災害危険箇所の数）

令和3年12月現在

- | | |
|-------------|-------|
| ・土石流危険溪流 | 244箇所 |
| ・急傾斜地崩壊危険箇所 | 375箇所 |
| ・地すべり危険箇所 | 2箇所 |

※ 上記危険溪流数および危険箇所数は、机上調査時（平成14年度）の箇所数であり、現在、この箇所数を基に現地調査を実施中で、調査を終えた地区から順次指定を行っているところである。

2) 土砂災害の発生の恐れのある警戒すべき箇所の分布

- ・町全体にわたり、土石流危険溪流及び急傾斜地崩壊危険箇所が点在している。

図) 土砂災害に対して警戒すべき区域・箇所は別添図面のとおり。

- ・「吉野町防災マップ 令和2年4月」
（奈良県データ「土砂災害警戒マップ等」を基に作成）

- ・「奈良県土砂災害・防災情報システム」

大雨に関する気象情報、雨量現況図、土砂災害危険度情報、土砂災害警戒区域等マップ、砂防関連法指定地指定状況

<https://www1.nara-saboinfo.jp/doshamap/Top>

2. 避難すべき区域

避難指示等の対象となる「避難すべき区域」は、上記の「警戒すべき箇所」を有する地区のとおりであるが、運用に当たっては以下の事項に留意する。

- ・県砂防課の配信する土砂災害危険度情報により、現在の降雨と今後の予測について分布状況を把握するなど気象に関する情報を入手し、総合的に判断する。
- ・また、重要な情報については発信元と相互に情報交換する。

- ・「避難すべき区域」は過去の実績や想定から特定しているものであり、他の地区でも土砂災害が発生する恐れがあることや避難すべき区域外への影響も想定されることから、事態の進行状況に応じて避難指示等の発令区域を適切に判断すること。
- ・特に、土砂災害警戒区域等は一定の規模の外力を想定して作成していることから、想定を上回る災害が発生する可能性があること等に留意する。

表 4) 土砂災害の避難すべき区域の指定状況

- | |
|---|
| ①土砂災害警戒区域等の指定状況……… (吉野町地域防災計画・参考資料13-1 参照) |
| ②土石流危険渓流の指定状況…………… (吉野町地域防災計画・参考資料13-2 参照) |
| ③地すべり危険箇所の指定状況…………… (吉野町地域防災計画・参考資料13-2 参照) |
| ④急傾斜地崩壊危険箇所の指定状況…… (吉野町地域防災計画・参考資料13-2 参照) |

※各区域の詳細な指定場所については、「吉野町防災マップ 令和2年4月」及び奈良県「奈良県土砂災害・防災情報システム」を参照。

〈避難時留意事項〉

- ・避難所へ避難する際は、他の土砂災害危険区域内の通過は避けること。
- ・土石流に関しては渓流に直角方向にできるだけ渓流から離れること。
- ・渓流を渡って対岸に避難することは避けること。
- ・避難所への避難が困難な場合には、生命を守る最低限の行動として、周囲の建物より比較的高い建物（鉄筋コンクリート等の堅固な構造物）の2階以上（斜面と反対側の部屋）に避難することを心がけること。

3. 避難指示等の発令の判断基準

避難指示等の発令の判断基準は表5)のとおりであるが、この運用にあたっては、次の事項に留意する。

- ・重要な情報については、情報を発表した気象官署、砂防関係機関等との間で相互に情報交換すること。
- ・避難指示等を発令する区域を特定する際には、奈良県土砂災害・防災情報システム及び気象庁土砂災害警戒判定メッシュ情報による情報に留意すること。
- ・想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行いつつ、暴風域はどのあたりまで接近しているか、近隣で災害や前兆現象が発生していないか等、広域的な状況把握に努めること。
- ・土砂災害の前兆現象等、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダー観測でとられた強い雨の地域、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮しつつ、総合的な判断を行うこと。

※ 避難指示等は、以下の基準を参考に、今後の気象予想や土砂災害危険箇所の巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

表 5) 避難指示等の発令判断基準

対 象 地 区	・避難すべき区域の全部
高齢者等避難	・奈良県土砂災害・防災情報システム土砂災害判定メッシュが赤色（2時間以内に基準値超過を予想）を示している場合 ・近隣で前兆現象（流水の異常な濁り、斜面からの湧水の増加）が発見された場合
避 難 指 示	・土砂災害警戒情報が発表され、奈良県土砂災害・防災情報システム土砂災害判定メッシュがうす紫色（2時間以内に基準値超過を予想）を示している場合 ・近隣で前兆現象（溪流付近で斜面崩落、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生）が発見された場合

4. 避難指示等の伝達方法

第Ⅰ編水害の「4.」を参照

5. 避難指示等の伝達内容の例

第Ⅰ編水害の「5.」を参照

資料編

資料1) 避難指示等の標準的な意味合い

※ 避難指示等の標準的な意味合いについては、下表のとおりである。

	発令時の状況	住民に求める行動
高齢者等避難	○要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者（避難行動要支援者）が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況	○要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者（避難行動要支援者）は、計画された避難所への避難行動開始（避難支援者は避難支援行動を開始） ○上記以外の者は、避難準備開始し、準備が整い次第、避難開始 ○開設要望のあった地区は、自主避難所を開設
避難指示	○通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が明らかに高まった状況	○通常の避難行動ができる者は、計画された避難所への避難行動開始（全員避難） ○避難を行うことにより人の生命又は身体に危険が及ぶ場合には、屋内での待避等の安全確保措置

資料2) 情報の入手先

大雨に関する注意報・警報	奈良地方気象台防災業務課	TEL 0742-22-2556
土砂災害警戒情報	奈良県県土マネジメント部砂防課 奈良地方気象台防災業務課	TEL 0742-27-7514
奈良県土砂災害・防災情報システム	奈良県県土マネジメント部砂防課	URL : http://www1.nara-saboinfo.jp/
吉野川、高見川の水位	奈良県川の防災情報	URL : http://www.pref.nara.jp/kasen/bousai/kawanobousai/top.html 携帯版 URL : http://www3.kasenbousai.pref.nara.jp
ダム関連情報	国土交通省近畿地方整備局 紀の川ダム統合管理事務所 農林水産省近畿農政局 大迫ダム管理所 津風呂ダム管理所	TEL 0747-25-3013 TEL 0746-54-0800 TEL 0746-32-2335

資料3) 要配慮者、福祉関係機関等連絡先一覧（別途）

資料4) 自治会長、区長、町内会長、自主防災組織代表者連絡先一覧（別途）

資料5) 防災関係機関等連絡先一覧（別途）

5 交通・輸送に関する資料

5-1 臨時場外離着陸場（場外ヘリポート）

（令和3年11月現在）

名 称	所在地	経度・緯度		面積 (㎡)	役場と の距離 (m)	水利状況		ヘリ利用可能状況			
								小型	中型	大型	
						種 類	容 量 (m ³)	離 着陸 (機)	離 着陸 (機)	離 着陸 (機)	消火剤 吊上 (機)
旧吉野 小学校	上市	北緯	34° 23′ 31″	11,500	1,100	プ ール	198	2	1	不可	不可
		東経	135° 51′ 05″								
吉野さく ら学園 （吉野町 小中一貫 教育校）	河原屋	北緯	34° 23′ 44″	18,300	2,000	プ ール	203	2	1	不可	不可
		東経	135° 52′ 25″								
旧吉野 北小学校	平尾	北緯	34° 24′ 39″	8,700	4,000	プ ール	198	2	1	不可	不可
		東経	135° 53′ 04″								
吉野山 下千本 駐車場	吉野山	北緯	34° 22′ 34″	6,400	4,000			2	1	不可	不可
		東経	135° 51′ 04″								
吉野町 野外活動 拠点施設	宮滝	北緯	34° 22′ 35″	3,900	5,000	プ ール	161	1	1	不可	不可
		東経	135° 53′ 43″								
吉野 運動公園	山口	北緯	34° 24′ 44″	26,700	3,000			8	6	1	1
		東経	135° 53′ 35″								

（注）「ヘリ利用可能状況」欄中、「小型ヘリ」はOH6・ドクターヘリ級を「中型ヘリ」はUH1・防災ヘリ級「大型ヘリ」はCH47を指す。中型ヘリ・大型ヘリによる空中消火用水は全て汲水する。

5-2 防災ヘリコプター・自衛隊ヘリコプター消火活動に伴う汲水ポイント

所 在 地	名 称		所有者（管理者）	連絡先
吉野町大字津風呂 ・河原屋	津風呂ダム堰堤東側		近畿農政局 南近畿土地改良 調査管理事務所 津風呂ダム管理所	0746-32-2335
	北緯	34° 23′ 46″		
	東経	135° 53′ 43″		
	津風呂ダム採石場北西			
	北緯	34° 23′ 34″		
	東経	135° 54′ 16″		

（令和2年11月5日現在）

5－3 緊急輸送道路ネットワーク路線

(令和2年11月5日現在)

機能区分	道路種別	路線名
第1次	一般国道	国道169号
	(指定区間外)	国道370号
第2次	一般国道	国道169号
	(指定区間外)	国道370号
	主要地方道	吉野東吉野線、桜井明日香吉野線
		桜井吉野線、五条吉野線、吉野室生寺針線

5－4 障害物除去の優先道路

(令和2年11月5日現在)

順位	種類	路線名
1	国道	169号、370号
2	県道	桜井明日香吉野線（15号）、吉野室生寺針線（28号）、桜井吉野線（37号）、五條吉野線（39号）、吉野東吉野線（16号）
3	町道	吉野88号線、上市35号線、上市28号線、中竜門32号線、中竜門1号線、中竜門33号線、竜門67号線、竜門137号線、竜門39号線、国栖1号線、竜門1号線、上市34号線
4	林道	吉野大峯線（川上、黒滝、天川へ）、飯貝藤田線

5－5 道路整備の現況

(令和2年11月5日現在)

区分	路線数 (路線)	延長 (m)	改良済延長(m)		改良済比率(%)
			改良済延長(m)	改良済比率(%)	
国道	2	21,665	20,708	95.6	
県道	10	64,392	27,767	43.1	
町道	534	205,917	69,128	33.6	
都市計画道路	6	18,020	750	4.1	

５－６ バス所有業者

(令和３年１１月現在)

会 社 名	所在地	電 話	保 有 台 数		
			乗合	貸切	定期観光
奈良交通(株)	奈良市大宮町 1丁目1-25	0742-20-3100	661	125	4
吉野大峰ケーブル自動車(株)	吉野町丹治 207-1	39-0010	4		

５－７ タクシー業者

(令和３年１１月現在)

事業者名	所 在 地	電話番号	中型	小型	計
宮滝タクシー	宮滝276-1	32-3236	1		1

6 物資等の調達・供給に関する資料

6-1 町内の給食施設

(令和3年11月現在)

施設名	区 域	炊き出し能力(食)	機材等の整備状況
吉野さくら学園 (吉野町小中一貫教育校)	竜門地区	1,000	副食用調理器具

※町内の給食施設は、吉野さくら学園(吉野町小中一貫教育校)のみとなります。小学校の2校は統合し、現吉野中学校と一貫校となります。

6-2 救援物資の集積場所

(令和3年11月現在)

施設名	所在地	広 さ (㎡)
旧吉野小学校体育館	上市	1,019
吉野さくら学園体育館 (吉野町小中一貫教育校)	河原屋	1,360
旧吉野北小学校体育館	平尾	754
吉野山ふるさとセンター体育館	吉野山	550
吉野町野外活動拠点施設体育館	宮滝	580
吉野運動公園体育館	山口	1,386

6-3 調達物資品目

(令和3年11月現在)

品名		品名		品名		品名	
1	毛布	7	地下タビ・ゴム長靴	13	皿	19	茶わん
2	布団	8	運動靴	14	割りばし	20	マッチ・ライター
3	作業衣(男女)	9	雨合羽	15	石けん	21	ローソク
4	子供服	10	なべ	16	歯ブラシ	22	ティッシュペーパー
5	肌着	11	包丁	17	歯みがき粉	23	ごご
6	タオル・手ぬぐい	12	コンロ	18	バケツ	24	プロパンガス

※調達物資は、必要に応じた物資をその都度調達する。

6-4 水道施設

(令和3年11月現在)

施設の種類	地区	計画給水人口 (人)	現在給水人口 (人)	一日最大給水量 (m3)	備考
上水道	飯貝	7,250	5,494	6,000	
簡易水道	吉野山	1,400	550	1,500	
簡易水道	南大野	460	216	92	
簡易水道	国栖	1,413	780	404	
簡易水道	柳	630	423	138	
簡易水道	香束	323	217	115	
簡易水道	西谷	242	206	140	
簡易水道	三津	26	22	6.5	
簡易水道	三色野	408	265	177	
簡易水道	喜佐谷	90	59	27	

6-5 給水機材の現況

(令和3年11月現在)

水道事業体名	連 絡 先			給 水 機 材
	課 名	電話番号	FAX番号	可搬式給水タンク (アルミ) × (台)
吉野町 暮らし環境整備課	暮らし環境整備課	32-8175	32-5844	・ 2 m ³ × 2 ・ 1 m ³ × 2

6-6 水道普及率

(令和3年10月現在)

市町村名	行政 区域 内総 人口	上 水 道			簡 易 水 道			合 計			普及率 (%)
		箇所 数	計画 給水 人口	現在 給水 人口	箇所 数	計画 給水 人口	現在 給水 人口	箇所 数	計画給 水人口	現在 給水 人口	
吉野町	6,512	1	7,250	5,494	9	4,992	2,738	10	12,242	8,232	98.84

6－7 緊急物資備蓄計画（食料編）

令和3年11月現在

品名	購入年度	～H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	R2 年度
仕様・規格	消費期限	R02.02	R03.02	R04.02	R05.02	R06.02	R07.02	R08.02
缶入り カンパン 100g～110g ×24 缶入	24 缶×15 箱							
	3,600 食							
大型 カンパン 115g×64 パック	64 缶×29 箱							
	1,856 食							
アルファ米・五目ご飯 個食タイプ 100g	50 食×96 箱	12 箱	50 箱	12 箱	12 箱	12 箱	12 箱	12 箱
	4,800 食	600 食	2,500 食	600 食	600 食	600 食	600 食	600 食
アルファ米・五目ご飯セット 5 kg (付属品付)	50 食×6 箱							
	300 食							
おかゆ・梅肉入 個食タイプ 39g	50 食×64 箱	8 箱	40 箱	8 箱	8 箱	8 箱	8 箱	8 箱
	3,200 食	400 食	2,000 食	400 食	400 食	400 食	400 食	400 食
災害備蓄保存用パン 100g	1,800 缶	600 缶	1,800 缶	600 缶	600 缶	600 缶	600 缶	600 缶
	1,800 食	600 食	1,800 食	600 食	600 食	600 食	600 食	600 食
缶入り ミルクビスケット 75g	720 缶	360 缶	360 缶	360 缶	360 缶	360 缶	360 缶	360 缶
	720 缶	360 食	360 食	360 食	360 食	360 食	360 食	360 食
非常用保存水 500ml	480 本	480 本	480 本	480 本	480 本	480 本	480 本	480 本
年度購入食料計	—	1,960 食	6,660 食	1,960 食	1,960 食	1,960 食	1,960 食	1,960 食
年度廃棄数	—	1,970 食	7,880 食	2,506 食	1,960 食	1,960 食	1,960 食	1,960 食
年度備蓄食料合計	16,276 食	16,266 食	15,046 食	14,500 食	14,500 食	14,500 食	14,500 食	14,500 食
年度備蓄飲料水合計	480 本	960 本	1,440 本	1,920 本	2,400 本	2,880 本	3,360 本	

7 遺体の処理に関する資料

7-1 災害時遺体収容所

(令和3年11月現在)

地区名	名称	所在地	電話番号
吉野山	吉野山ふるさとセンター	吉野山2544	39-9102
上市	旧吉野小学校	上市2298	32-4333
宮滝	吉野町野外活動拠点施設	宮滝103	39-9136
新子	旧国栖小学校体育館	窪垣内	
平尾	旧吉野北小学校	平尾87	34-5067

7-2 火葬場

(令和3年11月現在)

名称	所在地	電話番号	処理能力
吉野斎場	河原屋767	32-1383	3基3体/日

8 廃棄物の処理に関する資料

8-1 し尿処理施設

(令和3年11月現在)

設置主体	所在地	処理能力
五條市	五條市二見5	7.6kl/日

8-2 し尿収集資機材の保有状況

(令和3年11月現在)

区分 公共団体名	公共団体所有		委託業者・ 許可業者所有		災害時連絡先		
	バキューム車	その他	バキューム車	その他	担当部署	電話番号	備考
吉野町	—	—	7	4	暮らし環境 整備課	32-9024	

8-3 ごみ処理施設

(令和3年11月現在)

種別	設置主体	所在地	処理能力
ごみ焼却施設 (吉野三町村クリーンセンター)	吉野広域行政組合	立野	25t/8h
粗大ごみ処理施設	吉野広域行政組合	立野	13t/5h

8-4 ごみ収集資機材の保有状況

(令和3年11月現在)

区分 公共団体名		公共団体所有		委託業者・ 許可業者所有		災害時連絡先		
		収集車	運搬車	収集車	運搬車	担当部署	電話番号	備考
吉野広域 行政組合	吉野町	6	2	—	—	美吉野環境 ステーション	39-9145	
	組合単独	8	—	13	—	吉野三町村 クリーンセンター	32-1275	

9 文教に関する資料

9-1 町内の文化財

令和2年10月現在

1 国指定文化財（国宝）

区 分	名 称	所 在 地	管 理 者
建造物	金峯山寺本堂	吉野山	金峯山寺
	金峯山寺二王門	吉野山	金峯山寺
彫刻	木造玉依姫命坐像	吉野山	吉野水分神社
考古資料	金銅藤原道長経筒	吉野山	金峯神社
	大和国金峯山経塚出土品	吉野山	金峯山寺

2 国指定文化財（重要文化財）

区 分	名 称	所 在 地	管 理 者
建造物	金峯山寺銅鳥居	吉野山	金峯山寺
	吉野水分神社	吉野山	吉野水分神社
	吉水神社書院	吉野山	吉水神社
	宝篋印塔	山口	山口区
彫刻	木造地藏菩薩坐像	吉野山	桜本坊
	厨子入木造蔵王権現立像	吉野山	如意輪寺
	木造童子立像 伝普成、普建	吉野山	金峯山寺
	木造天万栲幡千千姫命坐像	吉野山	吉野水分神社
	木造蔵王権現立像（蔵王堂安置）	吉野山	金峯山寺
	木造蔵王権現立像（安禅寺旧本尊）	吉野山	金峯山寺
	木造聖徳太子立像	吉野山	金峯山寺
	木造役小角像	吉野山	桜本坊
	銅造釈迦如来坐像	吉野山	桜本坊
	木造五智如来坐像	吉野山	大日寺
	木造金剛力士立像	吉野山	金峯山寺
	その他、個人蔵で指定を受けているものが1件ある。		
工芸	金銅五鈷鈴		金峯山寺
	鉄鐺卒塔婆透シ		金峯神社
	銅燈籠	吉野山	金峯山寺
	金銅装笈	吉野山	金峯山寺
	梵鐘	吉野山	金峯山寺
	色々威腹巻	吉野山	吉水神社
	その他、個人蔵で指定を受けているものが4件ある。		
絵画	板絵著色廻船入港図額	吉野山	金峯山寺
	絹本著色千手千眼観音像		金峯山寺
	その他、個人蔵で指定を受けているものが5件ある。		

区 分	名 称	所 在 地	管 理 者
書籍典籍	紙本墨書慶長十九年五山衆試文稿		竹林院
	万代和歌集	上市	阪本龍門文庫
	日本感靈録抄	上市	阪本龍門文庫
	花鳥餘情	上市	阪本龍門文庫
	平等院経蔵目録	上市	阪本龍門文庫
	御消息紙本墨書 伝後醍醐天皇宸翰	吉野山	吉水神社
	その他、個人蔵で指定を受けているものが2件ある。		
考古資料	線刻蔵王権現鏡像		金峯山寺
	大和国金峯山経塚出土品		金峯神社
史跡名勝	吉野山	吉野山	
史跡	宮滝遺跡	宮滝	
	大峯奥駈道	吉野山ほか	
天然記念物	妹山樹叢	河原屋	
無形民俗	吉野の樽丸製作技術（吉野の樽丸 製作技術保存会）		

3 国登録文化財

区 分	名 称	所 在 地	管 理 者
建造物	吉野神宮本殿 以下26件	吉野山	吉野神宮
	本善寺本堂 以下11件	飯貝	本善寺

4 県指定文化財

区 分	名 称	所 在 地	管 理 者
建造物	天満神社本殿	吉野山	天満神社
	阪本仙次別邸白雲荘	吉野山	吉野山保勝会
彫刻	木造釈迦如来坐像	吉野山	金峯山寺
	木造釈迦如来立像	吉野山	金峯山寺
	木造大日如来坐像	吉野山	東南院
	木造阿弥陀如来立像	吉野山	弘願寺
考古資料	菅生寺五輪塔納置品		菅生寺
	宮滝遺跡出土品	宮滝	吉野町
工芸品	銅梵鐘	佐々羅	意運寺
	黒漆金銅装神輿	吉野山	吉野水分神社
絵画	紙本著色吉野曼荼羅	吉野山	如意輪寺
	絹本著色吉野曼荼羅図	吉野山	金峯山寺
古文書	個人蔵で指定を受けているものが1件ある。		
史跡	龍門寺塔跡	山口	国
名勝	大蔵神社庭園	南国栖	大蔵神社
天然記念物	津風呂神社のサカキカズラ	津風呂	津風呂神社

	桜本坊のギンモクセイ	吉野山	桜本坊
	イワツバメの越冬地	上市	吉野町教育委員会
	山口のツルマンリョウ	山口	高鉾神社
	その他、個人蔵で指定を受けているものが2件ある。		
無形民俗	金峯山寺の蓮華会		蓮華講
	国栖奏		国栖奏保存会
	国栖の太鼓踊り		国栖区

5 町指定文化財

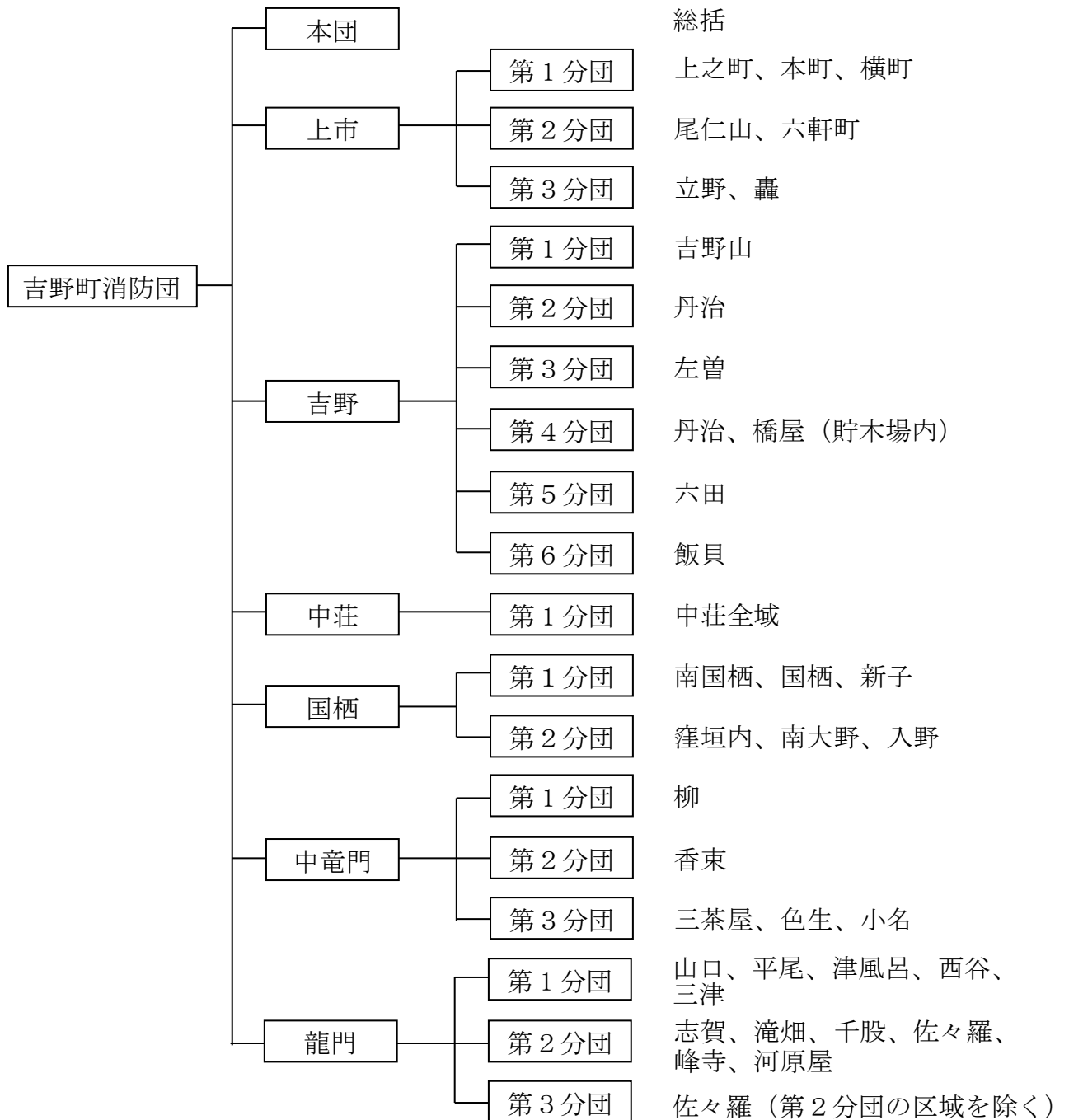
区 分	名 称	所 在 地	管 理 者
彫刻	木造役行者坐像		桜本坊
古文書	金峯山寺文書		金峯山寺
無形民俗	小名の花笠行事		小名自治会
	吉野水分神社の御田植神事		吉野水分神社

※ 2004 年 7 月 7 日、世界遺産に「紀伊山地の霊場と参詣道」が登録され、その構成資産の中には霊場「吉野・大峯」として吉野山、吉野水分神社、金峯神社、金峯山寺、吉水神社が、参詣道として大峯奥駆道が含まれている。

10 消防に関する資料

10－1 消防団の組織及び各分団の管轄区域

令和3年7月現在



10－2 消防団員

(令和3年7月現在)(人)

団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計	定数
1	6	18	24	25	80	208	362	362
女性消防団員					1	6	7	—

10－3 消防団警戒区域責任分担表

(令和3年7月現在)

地区の名称	区域	分団の名称	分担区域	消防施設所在地
上市地区	上市、立野	第1分団	上ノ町、本町、横町	上市
		第2分団	尾仁山、六軒町	上市
		第3分団	立野、轟	立野
吉野地区	吉野山、丹治、左曾、橋屋、六田、飯貝	第1分団	吉野山	吉野山
		第2分団	丹治	丹治
		第3分団	左曾	左曾
		第4分団	丹治、橋屋(貯木場内)	丹治
		第5分団	六田	六田
		第6分団	飯貝	飯貝
中荘地区	檜井、御園、喜佐谷、宮滝、菜摘、矢治、檜尾	第1分団	檜井、御園、喜佐谷、宮滝、菜摘、矢治、檜尾	檜井、宮滝
国栖地区	南国栖、国栖、新子、窪垣内、南大野、入野	第1分団	南国栖、国栖、新子、	新子
		第2分団	窪垣内、南大野、入野	南大野
中竜門地区	柳、香束、三茶屋、色生、小名	第1分団	柳	柳
		第2分団	香束	香束
		第3分団	三茶屋、色生、小名	色生、小名
龍門地区	山口、平尾、佐々羅、西谷、三津、志賀、滝畑、千股、峰寺、河原屋、津風呂	第1分団	山口、平尾、津風呂、西谷、三津	山口、平尾、西谷
		第2分団	志賀、滝畑、千股、佐々羅、峰寺、河原屋	志賀、千股、佐々羅、河原屋
		第3分団	佐々羅(第2分団の区域を除く)	佐々羅

10－4 消防施設の状況

(令和3年7月現在)

種別（車両）	台数	種別（水利）	数
タンク車	1	防火水槽	139
ポンプ車	13	消火栓	250
小型動力ポンプ付積載車	12	池、河川等	24
計	26	計	413

※ 他に指令車が1台ある。

10－5 業態別防火対象物

(令和元年12月31日現在)

消防法施行令別表第1項目別			対象物数
区分		業態	
(1) 項	イ	劇場、映画館、演芸場又は観覧場	0
	ロ	公会堂又は集会場	2 6
(2) 項	イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの	0
	ロ	遊技場又はダンスホール	0
	ハ	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗（ニ並びに（一）項イ、（四）項、（五）項イ及び（九）項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。）その他これに類するものとして総務省令で定めるもの	0
	ニ	カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの	0
(3) 項	イ	待合、料理店その他これらに類するもの	0
	ロ	飲食店	1 0
(4) 項		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場	3
(5) 項	イ	旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの	3 3
	ロ	寄宿舍、下宿又は共同住宅	1 3
(6) 項	イ 1	次のいずれにも該当する病院（火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するものとして総務省令で定めるものを除く。） （i） 診療科名中に特定診療科名（内科、整形外科、リハビリテーション科その他の総務省令で定める診療科名をいう。（2）（i）において同じ。）を有すること。	2

消防法施行令別表第1項目別		対象物数
区分	業態	
	(i i) 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第七条第二項第四号に規定する療養病床又は同項第五号に規定する一般病床を有すること。	
イ2	次のいずれにも該当する診療所 (i) 診療科名中に特定診療科名を有すること。 (i i) 四人以上の患者を入院させるための施設を有すること。	0
イ3	病院((1)に掲げるものを除く。)、患者を入院させるための施設を有する診療所((2)に掲げるものを除く。)又は入所施設を有する助産所	0
イ4	患者を入院させるための施設を有しない診療所又は入所施設を有しない助産所	1
ロ1	老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム(介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七条第一項に規定する要介護状態区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者(以下「避難が困難な要介護者」という。))を主として入居させるものに限る。)、有料老人ホーム(避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。)、介護老人保健施設、老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第五条の二第四項に規定する老人短期入所事業を行う施設、同条第五項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設(避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。)、同条第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの	2
ロ2	救護施設	0
ロ3	乳児院	0
ロ4	障害児入所施設	0
ロ5	障害者支援施設(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第四条第一項に規定する障害者又は同条第二項に規定する障害児であつて、同条第四項に規定する障害支援区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者(以下「避難が困難な障害者等」という。))を主として入所させるものに限る。)又は同法第五条第八項に規定する短期入所若しくは同条第十七項に規定する共同生	0

消防法施行令別表第1項目別		対象物数
区分	業態	
	活援助を行う施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。ハ（５）において「短期入所等施設」という。）	
ハ１	老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム（ロ（１）に掲げるものを除く。）、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム（ロ（１）に掲げるものを除く。）、老人福祉法第五条の二第三項に規定する老人デイサービス事業を行う施設、同条第五項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（ロ（１）に掲げるものを除く。）その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの	2
ハ２	更生施設	0
ハ３	助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の三第七項に規定する一時預かり事業又は同条第九項に規定する家庭的保育事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの	3
ハ４	児童発達支援センター、児童心理治療施設又は児童福祉法第六条の二の二第二項に規定する児童発達支援若しくは同条第四項に規定する放課後等デイサービスを行う施設（児童発達支援センターを除く。）	0
ハ５	身体障害者福祉センター、障害者支援施設（ロ（５）に掲げるものを除く。）、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第七項に規定する生活介護、同条第八項に規定する短期入所、同条第十二項に規定する自立訓練、同条第十三項に規定する就労移行支援、同条第十四項に規定する就労継続支援若しくは同条第十五項に規定する共同生活援助を行う施設（短期入所等施設を除く。）	2
ニ	幼稚園又は特別支援学校	0

消防法施行令別表第1項目別			対象物数
区分	業態		
(7) 項		小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類するもの	1 2
(8) 項		図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの	1
(9) 項	イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの	0
	ロ	イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場	1
(10) 項		車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場（旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限る。）	2
(11) 項		神社、寺院、教会その他これらに類するもの	2 6
(12) 項	イ	工場又は作業場	8 6
	ロ	映画スタジオ又はテレビスタジオ	1
(13) 項	イ	自動車車庫又は駐車場	2
	ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫	1
(14) 項		倉庫	3 4
(15) 項		前各項に該当しない事業場	5 3
(16) 項	イ	複合用途防火対象物のうち、その一部が（一）項から（四）項まで、（五）項イ、（六）項又は（九）項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの	2 1
	ロ	イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物	1 1
(16) の 2 項		地下街	0
(16) の 3 項		建築物の地階（（十六の二）項に掲げるものの各階を除く。）で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの（（一）項から（四）項まで、（五）項イ、（六）項又は（九）項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）	0
(17) 項		文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定によつて重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和八年法律第四十三号）の規定によつて重要美術品として認定された建造物	5
(18) 項		延長50メートル以上のアーケード	0
(19) 項		市町村長の指定する山林	0
(20) 項		総務省令で定める舟車	0
合計			3 5 3

10－6 町内の危険物施設

(令和3年11月現在)

製造所	貯蔵所								取扱所					施設総数
		屋内	屋外タンク	屋内タンク	地下タンク	簡易タンク	移動タンク	屋外		給油	第1種	第2種	一般	
0	18	2	0	4	9	0	2	1	7	6	0	0	1	25

11 水防に関する資料

11-1 重要水防箇所

(1) 水防警報指定河川（知事管理区間）

（令和2年5月現在）

河川名	左右岸	関係土木事務所	関係水防管理団体名	重要水防箇所		種別	特に重要な水防箇所		種別
				位置	延長(m)		位置	延長(m)	
高見川	左	吉野	吉野町	自：吉野町国栖～ 至：紀の川合流点	1000	新堤防			
	右	吉野	吉野町	自：吉野町国栖～ 至：紀の川合流点	1000	新堤防			
紀の川（吉野川）	左	吉野	吉野町	自：吉野町檜尾～ 至：吉野町檜尾	4800	背後地	吉野町菜摘地内 （菜摘大橋）	100	工作物
	左	吉野	吉野町	自：吉野町南菜摘～ 至：吉野町御園	2500	背後地			
	左	吉野	吉野町	自：吉野町檜井～ 至：吉野町左室	100	背後地			
	左	吉野	吉野町 下市町	自：吉野町左室～ 至：下市町・五條市界	8450	背後地	下市町阿知賀 （樁橋）	100	工作物
	右	吉野	吉野町	自：吉野町南国栖～ 至：吉野町矢治	4800	背後地	吉野町菜摘地内 （菜摘大橋）	100	工作物
	右	吉野	吉野町	自：吉野町下矢治～ 至：吉野町檜井	3500	背後地			
	右	吉野	吉野町	自：吉野町檜井～ 至：吉野町河原屋	620	背後地			
	右	吉野	吉野町 大淀町	自：吉野町河原屋～ 至：大淀町越部（樁橋）	5700	背後地	大淀町越部 （樁橋）	100	工作物

(2) 水防警報指定河川以外の河川

なし

11-2 ため池要整備箇所

平成 30 年 11 月に防災重点ため池の選定基準が見直され、町ホームページにおいて防災重点ため池マップを公表している。防災重点ため池とは、決壊した場合の浸水区域や家屋や公共施設が存在し、人的被害を与える恐れのあるため池である。

吉野町防災重点ため池マップ：<http://www.town.yoshino.nara.jp/chomin/shoubou/post-70.html>

11-3 気象観測所等

令和 3 年 1 1 月現在

1 地域気象観測所及び地域雨量観測所（奈良地方気象台）

流域 河川名	観測所名	所在地	観 測 内 容					観測時間	備 考
			気温	日照	風	雨	雪		
紀の川	吉 野	吉野郡吉野町宮滝				○		毎正時	地域雨量 観 測 所

2 雨量観測所

令和 3 年 1 1 月現在

(1) 奈良県（河川課）

流域 河川名	観測 所名	所 在 地 (設 置 場 所)	種 別	管轄土木 事 務 所	観測者	電話番号
吉野川 (紀の川)	上市	吉野郡吉野町上市 (吉野土木事務所)	自記テレ メーター	吉野	吉野土木 事務所	0746-32-4051

(2) 国土交通省

流域河川名	観測所名	所 在 地	種 別	観測所属
吉野川 (紀の川)	妹背	吉野郡吉野町河原屋	自記・テレ・ ロガー	紀の川ダム 統合管理

11－4 水防資機材備蓄状況

＜佐々羅防災倉庫 在庫一覧＞

(令和3年11月現在)

ブルーシート				土のう袋	バリケード	トラロープ
10×10	5.4×7.2	3.6×5.4	2.7×3.6	200 入 ×10	31	100m
16	45	44	29			
134						800
ツルハシ	かけや	クワ	火ばさみ	カナテコ	スコップ	バール
8	12	2	6	10	10	5
投光器		吸管	筒先	消防ホース	消防ホース	ジェット シューター
自立式	取付式	1	1	20m 径 65	20m 径 50	4
3	19			9	1	
拡声器	消防水利 看板	防火水槽 看板	木杭	軍手	毛布	バケツ
1	10	10	9	270	10 枚 ×60 箱	17
					600	
浄水装置	発電機	ガソリン缶	ヘルメット	テント		
1	4	20L×14 10L×10	80	2		
			20(役場)			

12 災害危険箇所

12-1 土砂災害警戒区域等の指定状況

令和2年3月現在

			指定状況
指定区域	急傾斜地の崩壊	警戒区域	515
		うち特別	511
	土石流	警戒区域	237
		うち特別	210
	地すべり	警戒区域	0
		うち特別	0
	合計	警戒区域	752
		うち特別	721
基礎調査結果公表	急傾斜		0
	土石流		0
	地すべり		0
	合計		0

※奈良県「市町村ごとの指定状況及び基礎調査結果の公表状況」より作成。

<http://sabo-yr-etsuran.pref.nara.jp/>

12-2 土石流危険溪流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所

令和3年12月現在

市町村名	土石流危険溪流 注：1)				地すべり 危険箇所 注：2)	急傾斜地崩壊危険箇所 注：3)			
	I	II	III	計		I	II	III	計
吉野町	88	51	105	244	2	147	228	0	375

注：1) 平成14年度公表。

「1」：人家5戸以上等の溪流、「11」：人家1～4戸の溪流、「111」：人家はないが今後新規の住宅立地等が見込まれる溪流。

2) 平成10年度公表。

3) 平成14年度公表。

「1」：人家5戸以上等の箇所、「11」：人家1～4戸の箇所、「111」：人家はないが今後新規の住宅立地等が見込まれる箇所。

※奈良県「奈良県の土砂災害危険箇所」より作成

<https://www.pref.nara.jp/4015.htm>

12－3 山地災害危険地区

令和3年2月現在

農林振興事務所	市町村	山腹崩壊 危険地区	地すべり 危険地区	崩壊土砂 流出危険 地区	計
南部農林振興事務所	吉野町	92	1	25	118

※奈良県「山地災害危険地区」

<https://www.pref.nara.jp/49520.htm>

12－4 道路危険箇所

1) H8道路防災総点検要対策箇所

番号	道路種別	路線名	所在地	延長 (m)	危険内容	迂回 路
1	主要地方道	桜井明日香吉野線	吉野町千股	1,694	落石・崩壊	有
2	主要地方道	吉野室生寺針線	吉野町小名	655	落石・崩壊	無
3	主要地方道	吉野室生寺針線	吉野町北谷	33	落石・崩壊	無
4	主要地方道	桜井吉野線	吉野町三津	855	落石・崩壊	無
5	主要地方道	桜井吉野線	吉野町西谷	135	落石・崩壊	無
6	主要地方道	桜井吉野線	吉野町吉野山	245	落石・崩壊	有
7	一般県道	入野河原屋線	吉野町入野	195	落石・崩壊	有
8	一般県道	入野河原屋線	吉野町津風呂	1,500	落石・崩壊	有
9	一般県道	入野河原屋線	吉野町河原屋	630	落石・崩壊	有
10	一般県道	才谷吉野山線	吉野町吉野山	1,469	落石・崩壊	無
11	主要地方道	桜井吉野線	吉野町吉野山	95	地すべり	有
12	一般県道	才谷吉野山線	吉野町吉野山	12	土石流	無

2) H8以降道路防災総点検要対策箇所

番号	道路種別	路線名	所在地	延長 (m)	危険内容	迂回 路
1	補助国道	370号	吉野町菜摘	110	落石・崩壊	無
2	補助国道	370号	吉野町下矢治	170	落石・崩壊	無
3	補助国道	370号	吉野町上矢治	150	落石・崩壊	無
4	補助国道	370号	吉野町南大野	280	落石・崩壊	無
5	補助国道	370号	吉野町入野	80	落石・崩壊	無
6	補助国道	370号	吉野町色生	140	落石・崩壊	無

7	補助国道	370 号	吉野町上矢治	290	岩石崩壊	無
8	主要地方道	桜井明日香吉野線	吉野町千股	1, 230	落石・崩壊	無
9	主要地方道	桜井明日香吉野線	吉野町立野	410	落石・崩壊	無
10	主要地方道	桜井明日香吉野線	吉野町立野	90	盛土	無
11	主要地方道	桜井明日香吉野線	吉野町吉野山	120	擁壁	有
12	主要地方道	吉野室生寺針線	吉野町小名	80	落石・崩壊	無
13	一般県道	入野河原屋線	吉野町入野	150	落石・崩壊	有

3) トンネル (H11 トンネル緊急点検により、何らかの異常があると判定されたもの)

番号	道路種別	路線名	トンネル名	所在地	延長 (m)
1	補助国道	169 号	中山トンネル	吉野町檜尾	206. 3
2	補助国道	169 号	五社トンネル	吉野町檜尾	1, 360. 0
3	補助国道	370 号	入野トンネル	吉野町入野	385. 0
4	補助国道	370 号	水谷トンネル	吉野町入野	152. 0
5	補助国道	370 号	色生トンネル	吉野町色生	122. 6
6	主要地方道	桜井明日香吉野線	参陵トンネル	吉野町吉野山	21. 0

12- 5 孤立予想地区

(令和 3 年 1 1 月現在)

地 区	集 落	世 帯 数	人 員
吉野地区	吉野山上町	80	160
吉野地区	左 曽	147	68
中 荘 地 区	喜佐谷	26	59
中竜門地区	小 名	26	57
中竜門地区	殿 川	8	13
中竜門地区	柳別所	24	43
竜 門 地 区	滝 畑	1	1
竜 門 地 区	三 津	7	11

13 その他の資料

13-1 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表

令和元年 10 月 23 日現在

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は、別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
応急仮設住宅の供与	住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 5,714,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として5,714,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であつても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
		○賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,160円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月）冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すご とに加算
全壊 全焼 流失	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
	冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
半壊 半焼 床上浸 水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
	冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
医療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診察報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の搜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の応急修理	1 住宅が半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当たり ①大規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 595,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000円以内	災害発生の日から1ヵ月以内	
学用品の給与	住家の全壊(焼)流失半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,500円 中学生生徒 4,800円 高等学校等生徒 5,200円	災害発生の日から (教科書) 1ヵ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上） 215,200円以内 小人（12歳未満） 172,000円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当たり、3,500円以内 一時保存： ○既存建物借上費：通常の実費 ○既存建物以外：1体当たり5,400円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 137,900円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第3条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第17条第1号の規定する都道府県等をいう。）	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
		の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める		
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。 イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

13-2 激甚災害認定基準

1 激甚災害指定基準

適用措置	指定基準
公共土木施設 災害復旧事業 等に関する特 別の財政援助 第2章(第3条 ・第4条)	A 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額＞全国標準税収入×0.5%
	B 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額＞全国標準税収入×0.2% かつ (1) 一の都道府県の査定見込額＞当該都道府県の標準税収入×25%…の県 が1以上 又は (2) 県内市町村の査定見込総額＞県内全市町村の標準税収入×5%…の県 が1以上
農地等の災害 復旧事業等に 係る補助の特 別措置 (第5条)	A 農地等の災害復旧事業費等の査定見込額＞全国農業所得推定額×0.5%
	B 農地等の災害復旧事業費等の査定見込額＞全国農業所得推定額× 0.15%かつ (1) 一の都道府県の査定見込額＞当該都道府県の農業所得推定額×4%… の県が1以上 又は (2) 一の都道府県の査定見込額＞10億円…の県が1以上
農林水産業共 同利用施設災 害復旧事業の 補助特例 (第6条)	(1) 第5条の措置が適用される場合又は (2) 農業被害見込額＞全国農業所得推定額×1.5%で第8条の措置が適用さ れる場合 ただし、(1)(2)とも、当該被害見込額が5千万円以下の場合を除く。 ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係る ものについて、当該災害に係る漁業被害見込額が農業被害見込額を超え、 かつ、次のいずれかに該当する激甚災害に適用する。 (3) 漁船等の被害見込額＞全国漁業所得推定額×0.5% 又は (4) 漁業被害見込額＞全国漁業所得推定額×1.5%で第8条の措置が適用 される場合 ただし、(3)(4)とも、水産業共同利用施設に係る被害見込額が5千万円以 下の場合を除く。
天災による被 害農林漁業者 等に対する資 金の融通に関 する暫定措置 の特例 (第8条)	A 農業被害見込額＞全国農業所得推定額×0.5%
	B 農業被害見込額＞全国農業所得推定額×0.15%かつ 一の都道府県の特別被害農業者＞当該都道府県の農業者×3.0%…の県が 1以上 ただし、A Bとも、高潮、津波等特殊な原因による災害であって、その 被害の態様から、この基準によりがたいと認められるものについては、災 害の発生のおそれ被害の実情に応じて個別に考慮する。
森林災害復旧 事業に対する 補助(第11条 の2)	A 林業被害見込額＞全国生産林業所得推定額×5%
	B 林業被害見込額＞全国生産林業所得推定額×1.5% かつ (1) 一の都道府県の林業被害見込額＞当該都道府県の生産林業所得推定額 ×60%……の県が1以上 又は (2) 一の都道府県の林業被害見込額＞全国生産林業所得推定額×1%…… の県が1以上
	ただし、A Bとも、林業被害見込額は樹木に係るものに限り、生産林業 所得推定額は木材生産部門に限る。

適用措置	指定基準
中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（第 12 条） 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例（第 13 条） 中小企業者に対する資金の融通に関する特例（第 15 条）	A 中小企業関係被害額＞全国中小企業所得推定額×0.2% B 中小企業関係被害額＞全国中小企業所得推定額×0.06%かつ (1) 一の都道府県の中小企業関係被害額＞当該都道府県の中小企業所得推定額×2%…の県が 1 以上 又は (2) 一の都道府県の中小企業関係被害額＞1、400 億円…の県が 1 以上 ただし、火災の場合又は第 12 条の適用の場合における中小企業関連被害額の全国中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。
公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（第 16 条） 私立学校施設災害復旧事業に対する補助（第 17 条） 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例（第 19 条）	第 2 章（第 3 条及び第 4 条）の措置が適用される場合。 ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。
罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例（第 22 条）	A 被災地全域滅失戸数≥4、000 戸 B (1) 被災地全域滅失戸数≥2、000 戸かつ 一の市町村の区域内の滅失戸数≥200 戸又は住宅戸数の 1 割以上…の市町村が 1 以上 又は (2) 被災地全域滅失戸数≥1、200 戸かつ 一の市町村の区域内の滅失戸数≥400 戸又は住宅戸数の 2 割以上…の市町村が 1 以上 ただし、(1)(2)とも、火災の場合における被災地全域の滅失戸数については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。
小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（第 24 条）	第 2 章（第 3 条及び第 4 条）又は第 5 条の措置が適用される場合。
上記以外の措置（第 7、9、10、11、14、20、21、25 条）	災害の実情に応じ、その都度検討する。

2 局地激甚災害指定基準

適用措置	指定基準
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助 第2章(第3条・第4条)	①(イ) 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額$>$当該市町村の標準税収入$\times 50\%$ (査定事業費が1千万円未満のものを除く。) (ロ) 当該市町村の標準税収入が50億円以下であり、かつ、当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額が2億5千万円を超える市町村当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額$>$当該市町村の標準税収入$\times 20\%$ (ハ) 当該市町村の標準税収入が50億円を超え、かつ、100億円以下の市町村当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額$>$当該市町村の標準税収入$\times 20\% +$ (当該市町村の標準税収入$- 50$ 億円) $\times 60\%$ ただし、この基準に該当する市町村ごとの査定事業費を合算した額がおおむね1億円未満である場合を除く。 ② ①の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害 (当該災害に係る被害箇所の数がおおむね10未満のものを除く。)
農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 (第5条)	① 当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費$>$当該市町村の農業所得推定額$\times 10\%$ (災害復旧事業に要する経費が1千万円未満のものを除く。) ただし、当該経費の合算額がおおむね5千万円未満である場合を除く。 ② ①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害 (当該災害に係る被害箇所の数がおおむね10未満のものを除く。)
農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助特例 (第6条)	① 当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費$>$当該市町村の農業所得推定額$\times 10\%$ (災害復旧事業に要する経費が1千万円未満のものを除く。) ただし、当該経費の合算額がおおむね5千万円未満である場合を除く。 ② ①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害 (当該災害に係る被害箇所の数がおおむね10未満のものを除く。) ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、当該市町村内の漁業被害額が当該市町村内の農業被害額を超え、かつ、当該市町村内の漁船等の被害額$>$当該市町村の漁業所得推定額$\times 10\%$ (漁船等の被害額が1千万円未満のものを除く。) ただし、これに該当する市町村ごとの当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね5千万円未満である場合を除く。
森林災害復旧事業に対する補助 (第11条の2)	当該市町村内の林業被害見込額(樹木に係るもの)$>$当該市町村に係る生産林業所得推定額 (木材生産部門) $\times 1.5$ (林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得 (木材生産部門) 推定額のおおむね0.05%未満のものを除く。) かつ (1) 大火による災害にあつては、要復旧見込面積> 300ha 又は (2) その他の災害にあつては、要復旧見込面積$>$当該市町村の民有林面積(人工林に係るもの)$\times 25\%$

適用措置	指定基準
中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（第 12 条） 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例（第 13 条）	中小企業関係被害額＞当該市町村の中小企業所得推定額×10%（被害額が 1 千万円のものを除く。） ただし、当該被害額を合算した額がおおむね 5 千万円未満である場合を除く。
小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（第 24 条）	第 2 章（第 3 条及び第 4 条）又は第 5 条の措置が適用される場合。

13－3 県・国に被害状況等を報告すべき災害等

(奈良県地域防災計画・基本計画編第3章第4節「被害状況の調査・報告計画」より抜粋)

第2 報告の基準

市町村等は、下記に該当する災害について、被害状況及び応急措置の実施状況等を県防災統括室及び県担当課へ報告する。

1. 即報基準

(1) 一般基準

- 1) 災害救助法の適用基準に合致するもの。
- 2) 奈良県または市町村が災害対策本部を設置したもの。
- 3) 災害が2都道府県以上にまたがるもので、1の都道府県における被害は軽微であっても全国的にみた場合に同一災害で大きな被害が生じているもの。
- 4) 災害が2市町村以上にまたがるもので、1の市町村における被害は軽微であっても全県的にみた場合、同一災害で大きな被害が生じているもの。
- 5) 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの。
- 6) 災害による被害が当初は軽微であっても、今後1)から5)の要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの。
- 7) その他、災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの。

(例示) 風水害

- ・崖崩れ、地滑り、土石流等により、人的被害または住家被害を生じたもの
 - ・河川の溢水、破堤等により、人的被害または住家被害を生じたもの
- 雪害
- ・雪崩等により、人的被害または住家被害を生じたもの
 - ・道路の凍結または雪崩等により、孤立集落を生じたもの

(2) 火災等

1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- ①死者が3人以上生じたもの。
- ②死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの。

2) 個別基準

次の火災及び事故については1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

ア 火災

ア) 建物火災

- ① 特定防火対象物で死者の発生した火災

- ② 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- ③ 国指定重要文化財又は特定違反対象物の火災
- ④ 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- ⑤ 損害額1億円以上と推定される火災

イ) 林野火災

- ① 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- ② 空中消火を要請したもの
- ③ 住宅等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの

ウ) 交通機関の火災

航空機、列車、自動車の火災で、次に掲げるもの

- ① 航空機火災
- ② トンネル内車両火災
- ③ 列車火災

エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの

(例示)

・消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇薬、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの

- ① 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの
- ② 負傷者が5人以上発生したもの
- ③ 周辺地域の住民が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの
- ④ 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故
- ⑤ 河川への危険物等流出事故
- ⑥ 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故

ウ 原子力災害等

- ① 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
- ② 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

エ その他の特定の事故 第2号様式

可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

3) 社会的影響基準

1) 一般基準、2) 個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

(3) 救急・救助事故即報

救急・救助事故即報については、次の基準に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- ① 死者5人以上の救急事故
- ② 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
- ③ 要救助者が5人以上の救助事故
- ④ 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故
- ⑤ その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故
(例示)

- ・列車、航空機に係る救急・救助事故
- ・バスの転落による救急・救助事故
- ・ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

(4) 武力攻撃災害即報

次の災害等（該当するおそれがある場合を含む。）についても、上記（3）と同様式を用いて報告すること。

- 1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射能物質の放出その他の人的又は物的災害
- 2) 武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第25条第1項に規定する緊急対処事態、すなわち、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

第3 直接報告基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む）については、県に加え、直接消防庁に対しても報告するものとする。

1 火災等即報

ア 交通機関の火災

第2の1の(2)の2)のアのウ)に同じ

イ 危険物等に係る事故

1) 第2の1の(2)の2)のイの①②に同じ

- 2) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500㎡以上の区域に影響を与えたもの
- 3) 危険物を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの
 - ① 河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの
 - ② 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等
- 4) 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
- 5) 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

ウ 原子力災害等

第2の1の(2)の2)のウに同じ

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

- 1) 列車、航空機の衝突、転覆等による救急・救助事故
- 2) バスの転落等による救急・救助事故
- 3) ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
- 4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- 5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害即報

第2の1の(4)に同じ

13－4 気象庁による震度階級関連解説表

震度階級関連解説表（抜粋）（平成 21 年 3 月 31 日制定）

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	－	－
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	二	二
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	－
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5 弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5 強	大半の人が、物につかまらなないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6 強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

●木造建物（住宅）の状況

震度 階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5 強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。 倒れるものもある。
6 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多い。 傾くものや、倒れるものが多い。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

（注 1）木造建物（住宅）の耐震性により 2 つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注 2）この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

（注 3）木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成 20 年（2008 年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

●鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1 階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多い。

（注 1）鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注 2）鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

13－5 災害弔慰金支給の概要

(根拠法令：災害弔慰金の支給に関する法律（昭和48年法律第82号））

(最終改正（平成30年6月27日法律第66号））

種 別	災害弔慰金	災害障害見舞金
対象となる災害	自然災害であり、かつ下記のいずれかに該当するものであること 1. 町内において、住居が5世帯以上焼失した災害 2. 県内において住居が5世帯以上焼失した市町村が3以上ある場合の災害 3. 県内において、災害救助法の適用された市町村が1以上である場合の災害 4. 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害	
実施主体等	1. 実施主体：町 2. 経費負担：国 1／2、県 1／4、町 1／4	
支給対象者	ア. 死亡者の配偶者 死亡者の子 死亡者の父母 死亡者の孫 死亡者の祖父母 イ. 死亡者の死亡当時における兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じくしていた者に限る。）	対象の災害により重度の障害（両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等）を受けた者
支給限度額	ア. 生計維持者が死亡した場合 500万円以内 イ. その他の者が死亡した場合 250万円以内	ア. 生計維持者 250万円 イ. その他の者 125万円
支給方法・制限等	1. 支給方法 町が被災状況、遺族の状況等必要な調査を行い支給する 2. 支給制限 1) 死亡が本人の故意又は重大な過失による場合 2) その他町長が支給を不適当と認める場合	

13－6 被災者生活再建支援金支給の概要

(根拠法令：被災者生活再建支援法（令和2年12月4日法律第69号））

(最終改正令和2年12月4日)

1. 制度の 対 象 と な る 自 然 災 害	1) 災害救助法の定期用基準（災害救助法施行令第1条第1項）のうち1号または2号を満たす自然災害が発生した市町村 2) 自然災害により全壊10世帯以上の被害が発生した市町村 3) 自然災害により全壊100世帯以上の被害が発生した都道府県 4) 1) 又は 2) の被害が発生した都道府県内の他の市町村で、全壊5世帯以上の被害が発生したもの（人口10万未満のものに限る） 5) 3) 又は 4) の都道府県に隣接する都道府県内の市町村で 1)、2)、3) のいずれかに隣接し、全壊5世帯以上の被害が発生したもの（人口10万未満のものに限る） 6) 3) 又は 4) の都道府県が 2 以上ある場合に、 ・全壊5世帯以上の被害が発生した市町村（人口5万以上10万未満のものに限る） ・全壊2世帯以上の被害が発生した市町村（人口5万未満のものに限る）				
2. 制度の 対 象 と な る 被 災 世 帯	上記 1. の自然災害により、 1) 住宅が「全壊」した世帯 2) 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯） 5) 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）				
3. 支援金 の 支 給 額	支給額は、以下となる。 (※世帯人数が 1 人の場合は、各該当欄の金額の 3 / 4 の額)				
		基礎支援金 (住宅の被害程度)	加算支援金 (住宅の再建方法)		計
	1) 全壊 2) 解体 3) 長期避難	100万円	建設・購入	200万円	300万円
			補修	100万円	200万円
			賃貸	50万円	150万円
	4) 大規模半壊 (損害割合40%台)	50万円	建設・購入	200万円	250万円
			補修	100万円	150万円
			賃貸	50万円	100万円
	5) 中規模半壊 (損害割合30%台)	—	建設・購入	100万円	100万円
			補修	50万円	50万円
			賃貸	25万円	25万円
※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で 200（又は 100）万円					
4. 支給 手続	支給申請は町に対して行い、提出を受けた町は申請書等の確認を行いとりまとめの上、県に提出する。県は、当該書類を委託先である(財)都道府県会館に提出する。				

13－ 7 災害援護資金貸付の概要

(根拠法令：災害弔慰金の支給に関する法律（昭和48年法律第82号））

(最終改正平成31年 4 月 1 日)

種別	災害援護資金
対象となる災害	災害救助法が適用された自然災害
実施主体等	1. 実施主体：町 2. 経費負担：国 2 / 3、県 1 / 3
貸付対象者	対象となる自然災害により、世帯主が負傷又は家財等に被害を受けた世帯で、かつその世帯の前年の所得が下記金額以内の世帯 1 人世帯：220万円 2 人世帯：430万円 3 人世帯：620万円 4 人世帯：730万円 5 人世帯以上の場合：1 人増すごとに30万円を加算した額 但し、その世帯の住家が滅失した場合は1, 270万円
貸付限度額	1. 世帯主の 1 か月以上の負傷：150万円以内 かつ 1) 家財の 1 / 3 以上の損害：250万円以内 2) 住居の半壊：270万円以内 3) 住居の全壊：350万円以内 2. 家財等の損害 1) 家財の 1 / 3 以上の損害：150万円以内 2) 住居の半壊：170万円以内 3) 住居の全壊：250万円以内 4) 住居全体の滅失又は流出：350万円以内 3. 次のいずれかの事由に該当する場合で、かつ被災した住居を建て直す際に、残存部分を取り壊さざるを得ないなど特別の事情がある場合 1) 住居の半壊の場合：250万円以内 2) 住居の全壊の場合：350万円以内 3) 世帯主の 1 か月以上の負傷 かつ住居の半壊の場合：350万円以内
貸付条件	1. 申 請：被害を受けた後 3 か月以内 2. 据置期間：3 年（特別の事情のある場合 5 年） 3. 償還期間：10 年（据置期間を含む） 4. 償還方法：年賦、半年賦又は、月賦 5. 貸付利率：年 3 % 以内で条例で定める率（据置期間中は無利子） 6. 延滞利息：年 5 %

13－8 生活福祉金貸付制度の概要

(根拠法令等：生活福祉資金貸付制度要綱（平成2年8月14日厚生省社第398号）)

(令和2年度4月20日一部改正)

資金の種類			貸与条件			
			実施主体	対象者	貸付限度額	貸付条件
福祉資金	福祉費	災害を受けたことにより臨時に必要な経費	1 県社会福祉協議会	災害による被害を受けるなど、住宅の増改築、補修等に資金を必要とする低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯	150万円以内	1 据置期間 6か月以内 2 償還期間 据置期間経過後7年以内 3 貸付利率 保証人ありの場合：無利子 保証人なしの場合：年1.5%
			2 県社会福祉協議会は当該県の区域内にある社会福祉法第109条第1項に規定する町社会福祉協議会に委託可能。 また、特に必要と認められるときは、厚生労働大臣が定める者に委託可能			

13－ 9 母子・寡婦福祉資金貸付の概要

(根拠法令：母子及び寡婦福祉法)

資金の種類		貸与条件			
		実施主体	対象者	貸付限度額	貸付条件
住宅資金	災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要経費	県及び町の福祉事務所	住宅が全壊・半壊、全焼・半焼、流出、床上浸水等の被害を受けた母子・父子・寡婦世帯	150万円	1 据置期間 6か月以内
				災害等により住宅が全壊の場合 200万円	2 償還期間 据置期間経過後7年以内 3 貸付利率 保証人ありの場合：無利子 保証人なしの場合：年1.0%

13-10 ㈱日本政策金融公庫からの融資の概要

(利率は令和2年7月20日現在)

資金名	貸付対象事業	貸付対象者	利率(年)	償還期間	うち据置期間
農林漁業施設資金	(共同利用施設) 農協等が設置する農産物の生産・流通・加工・販売に必要な共同利用施設等の復旧	土地改良区、同連合、農協、農協連、農業共済組合、同連合会(農業共済組合及び同連合会は蚕糸施設を除く)、5割法人・団体、農業振興法人等	0.30%	20年以内	3年以内
	(共同利用施設) 造林、林産物の生産・流通・加工・販売等に必要な共同利用施設の復旧	農協、農協連、森林組合、同連合会、中小企業等協同組合、5割法人・団体、林業振興法人等			
	(共同利用施設) 水産業協同組合等(漁業生産組合を除く)が設置する内水面養殖施設及びその他共同利用施設の復旧	水産業協同組合(漁業生産組合を除く)、5割法人・団体、漁業振興法人			
	(農商工連携) 国が認定した「農商工等連携事業計画」に基づく農林水産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設及びその他共同利用施設の復旧	土地改良区、農業協同組合、農業協同組合連合会、農業共済組合、森林組合及び漁業協同組合等、5割法人・団体、農林漁業振興法人	0.30%	20年以内	3年以内
	(6次産業化) 国が認定した「総合化事業計画」に基づく農林水産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設及びその他共同栄養施設の復旧	土地改良区、農業協同組合、農業協同組合連合会、農業共済組合、森林組合及び漁業協同組合等、5割法人・団体、農林漁業振興法人	0.30%	20年以内	3年以内
	(造林) 台風、異常降雪等による被害森林の復旧(補助対象事業)	林業を営む者、森林組合、同連合会、農業協同組合	0.30～0.45%	30年以内	20年以内
	(林道) 自動車道、軽車道及びこれらの付帯施設(林産物搬出用機械含む)の復旧	林業を営む者、森林組合・同連合会、中小企業等協同組合	0.30～0.75%	20年以内	3年以内
林業基盤整備資金					

農林漁業セーフティネット資金	天災等による物的損害で、林業経営に著しい支障を受けた経営の再建	所得の過半が農林水産業所得又は農林水産業粗収益が2百万円以上の個人、売上の過半が農林水産業売上又は千万円以上の法人	0.16～ 0.24%	10年以内	3年以内
----------------	---------------------------------	---	----------------	-------	------

13-11 天災資金の概要

資金名	農林漁業セーフティネット資金
借入対象者	①認定農業者（※１） ②主業農林漁業者 （農林漁業所得が総所得の過半（法人にあっては総売上高の過半）を占めるもの又は粗収益が 200 万円以上（法人にあっては 1,000 万円以上）であるもの） ③認定新規就農者（※２） ④集落営農組織 （※１）農業経営基盤強化促進法に規定する農業経営改善計画を作成して市町村長の認定を受けた方 （※２）農業経営基盤強化促進法に規定する青年等就農計画を作成して市町村長の認定を受けた方
借入条件	（１）資金の用途 ①災害（台風、冷害、干ばつ、地震等の自然災害）により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金 ②法令に基づく行政処分（CSF、鳥インフルエンザ等による殺処分、移動制限等）により経済的損失を受けた農林漁業経営の維持安定に必要な資金 ③社会的・経済的環境の変化等（新型コロナウイルス、農林水産物の不作等）により経営状況等が悪化している場合（※）に農林漁業者の経営の維持安定に必要な資金 （※）売上の減少（前期比 10%以上）、所得率が前期に比べ悪化、農林水産物価格の低下又は資材等（原油、資料等）の価格高騰、取引先の破綻による売掛金の回収不能など （２）借入限度額 ①簿記記帳を行っている場合：年間経営費の 6/12 又は粗収益の 6/12 に相当する額のいずれか低い額 ②①以外の場合：600 万 （３）借入金利 0.16%（令和 2 年 7 月 20 日現在） （４）償還期限 10 年以内（うち措置期間 3 年以内）
取扱融資機関	（株）日本政策金融公庫
利用方法	借入希望者は、最寄りの窓口機関（公庫、農協、銀行等）に必要書類（※）を提出 （※）災害による被害についての市町村長の証明書等の添付が必要）

資金名	農林漁業施設資金（災害復旧）の概要
借入対象者	①農林漁業を営む者 ②農業協同組合、農業協同組合連合会、農業共済組合、農業共済組合連合会、土地改良区、土地改良区連合及び農業振興法人等
借入条件	（１）資金の使途 災害により農林漁業者等が被害を受け、経営に打撃を受けた場合に、農林漁業施設等の復旧を行うために必要な次に掲げる資金 ①果樹の改植等（主務大臣指定施設） 果樹の改植又は補植、樹園地整備、果樹棚の設備、樹苗養成等に要する費用 ②個人施設（主務大臣指定施設） 農舎、畜舎、農産物育成管理用施設、農産物処理加工施設、農機具等の復旧に要する費用 ③共同利用施設 農業協同組合等が設置する農林水産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設等の復旧に要する費用 （２）貸付度額額 負担額の 80%又は 1 施設当たり 300 万円（特認 600 万円、漁船（20 トン未満：1,000 万円、20 トン以上：最大 11 億円）のいずれか低い値（共同利用施設は負担額の 80%） （３）借入金利 0.16%～0.30%（令和 2 年 7 月 20 日現在） （４）償還期限 15 年以内（うち措置期間 3 年以内） （果樹は 25 年（うち据置期間 10 年）以内、行動利用施設は 20 年（うち据置期間 3 年）以内）
取扱融資機関	（株）日本政策金融公庫

— 条例・協定等 —

条 例 第 15 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、吉野町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 吉野町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、町長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。
 - (1) 奈良県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 奈良県の警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (3) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (4) 教育長
 - (5) 消防団長及び奈良県広域消防組合吉野消防署長
 - (6) 学識経験のある者のうちから町長が任命する者
- 6 前項第 1 号、第 2 号、第 3 号及び第 6 号の委員の定数は、それぞれ 2 人以内、1 人、2 人以内及び 7 人以内とする。
- 7 第 5 項第 6 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、奈良県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されたものとする。

(委員の報酬及び費用弁償)

第5条 委員の報酬及び費用弁償は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和38年3月吉野町条例第3号）の規定を適用する。

(議事等)

第6条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年条例第15号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成18年条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年条例第38号）

この条例は、平成21年3月8日から施行する。

条例・協定－２ 吉野町災害対策本部条例

昭和 37 年 9 月 29 日

条 例 第 16 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条第 6 項の規定に基づき、吉野町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当る。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第 4 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条例・協定－3 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例

昭和 49 年 6 月 15 日

条 例 第 18 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律（昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和 48 年政令第 37 号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もつて町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害を生ずることをいう。
- (2) 町民 災害により被害を受けた当時吉野町の区域内に住所を有した者をいう。

第 2 章 災害弔慰金

(災害弔慰金の支給)

第 3 条 町は、町民が令第 1 条に規定する災害（以下この章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の遺族の範囲とし、その順位は次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

- 2 前項の場合において、父母及び祖父母については、死亡した者の死亡の当時その者によつて生計を維持し、又はその者と生計をともにした者を先にし、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前 2 項の規定により難いときは、

前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち町長が適当と認める者に支給することができる。

- 4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては500万円とし、その他の場合にあつては250万円とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際、現にその場にいた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、町長の避難の指示に従わなかったこと、その他の特別の事情があるため、町長が支給を不適當と認めた場合

(支給の手続)

第8条 町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

- 2 町長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付)

第9条 町は、令第3条に掲げる災害により法第8条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

- 2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第8条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第10条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその他家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350 万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合 150 万円

イ 住居が半壊した場合 170 万円

ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 250 万円

エ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 350 万円

(3) 第 1 号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270 万円」とあるのは「350 万円」と、「170 万円」とあるのは「250 万円」と、「250 万円」とあるのは「350 万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10 年とし、すえ置期間はそのうち 3 年(令第 7 条第 2 項かつこ書の場合は、5 年)とする。

(利率)

第 11 条 災害援護資金は、すえ置期間中は、無利子とし、すえ置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年 3 パーセントとする。

(償還等)

第 12 条 災害援護資金は、年賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第 11 条第 11 項、令第 8 条から第 12 条までの規定によるものとする。

(規則への委任)

第 13 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和 49 年度において生じた災害から適用する。

附 則（昭和 50 年条例第 4 号）

この条例は、昭和 50 年 4 月 1 日以後に発生する災害から適用する。

附 則（昭和 57 年条例第 21 号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 57 年 7 月 31 日から 8 月 3 日にかけての台風 10 号と低気圧による奈良県の暴風雨と大雨に関する災害より適用する。

附 則（昭和 62 年条例第 6 号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 61 年 7 月 10 日以降に生じた災害から適用する。

附 則（平成 3 年条例第 27 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 5 条の規定は平成 3 年 6 月 3 日以降に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第 10 条の第 1 項の規定は同年 5 月 26 日以降に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付について適用する。

条例・協定－４ 奈良県消防広域相互応援協定

（目的）

第１条 この協定は、消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）第３９号の規定に基づき、奈良県内の全ての市町村及び奈良県広域消防組合（以下「市町村等」という。）相互の消防力を活用して災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

（協定区域）

第２条 この協定の実施区域は、奈良県の全域とする。

（対象とする災害）

第３条 この協定の対象とする災害は、次に掲げる災害とする。

- （１）大規模又は特殊な災害、事故等により被害が発生した市町村等の消防力では災害の防ぎよが困難又は困難が予想される災害
- （２）市町村等の境界付近において、火災等の災害又は救急業務を必要とする事故が発生し、被害の拡大防止等を図るため隣接する市町村等の応援の必要がある災害

（応援要請の手続き）

第４条 応援の要請は、災害発生地の市町村等の長又は消防長（以下「被災地市町村等の長」という。）が行うものとする。ただし、災害の規模等により緊急を要し、被災地市町村等の長からの応援要請を待たずに応援出動した場合には、要請があったものとみなす。

- ２ 前項に規定する応援要請は、被災地市町村等の長から応援の要請を受ける市町村等（以下「応援市町村等」という。）の長又は消防長（以下「応援市町村等の長」という。）に対し、電話、ファクシミリ又は奈良県防災行政無線設備等により行うものとする。
- ３ 応援要請時は、次の事項を明確にして行うものとする。
 - （１）災害の種別
 - （２）災害発生場所及び概要
 - （３）所要人員及び機械器具、消火薬剤等の種別及び員数
 - （４）応援隊の現場への進入経路又は誘導員の配置場所
 - （５）その他必要な事項
- ４ 応援要請を行った被災地市町村等の長は、その旨を奈良県消防担当課へ通報する。

（応援隊の派遣）

第５条 前条の規定により応援要請を受けた応援市町村等の長は、特別の理由がない限り、応援隊を派遣するものとし、その旨を被災地市町村等の長に通報するも

のとする。また、応援要請に応じることができない場合にも同様とする。

- 2 前項に規定する応援隊は、消防組織法第9条に規定する消防機関により構成される消防隊、救助隊、救急隊、その他必要な舞台とする。

(応援の中断)

第6条 応援市町村等に応援隊を帰還させる特別の事態が生じた場合において、応援市町村等の長は、被災地市町村等の長と協議のうえ応援を中断することができるものとする。

(応援隊の指揮)

第7条 応援隊は、消防組織法第47条に基づき、被災地市町村等の長の指揮の下に行動するものとする。

(費用負担)

第8条 この協定に基づく応援に要する経費の負担は、留議の各号に定めるところによるものとする。

(1) 応援市町村等において負担する経費

- ア 消防職員及び消防団員の公務災害補償に関する経費
- イ 応援隊員の旅費及び出動手当
- ウ 受援市町村等への出動若しくは帰路途中において発生した第三者に対する損害賠償費
- エ 上記以外の人件費その他の経費

(2) 被災地市町村等において負担する経費

- ア 応援活動中に調達した車両及び機械器具の燃料費
- イ 消防職員及び消防団員が応援活動中に死亡又は障害の状態となった場合における賞じゅつ金
- ウ 応援活動中、第三者に対する損害賠償費及び損失補償費。ただし、応援市町村等の故意又は重大な過失に基づく損害賠償に要する経費は応援市町村等の負担とする。
- エ 化学消火薬剤等の資機材費

- 2 経費負担について疑義を生じた事項については、その都度双方協議のうえ決定するものとする。

(情報提供等)

第9条 市町村等は、この協定の効率的な運用を図るために必要な各種消防情報等を相互に通知するものとする。

(実施細目)

第10条 この協定に基づく消防広域相互応援を迅速かつ効率的に行うために必要な事項は、別に定めるものとする。

(協議)

第 1 1 条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度市町村等が協議のうえ決定するものとする。

付 則

- 1 この協定は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 8 年 5 月 7 日付けで締結した奈良県消防広域相互応援協定は平成 2 9 年 3 月 3 1 日をもって廃止する。ただし、この協定の前に行われた消防相互応援に関する経費の負担については、なお従前の例による。
- 3 この協定の成立は、奈良県内の全ての市町村長及び奈良県広域消防組合管理者の同意書をもって証明する。

条例・協定－５ 奈良県林野火災対策用空中消火資機材運用要綱

(目的)

第１条 この要綱は、県内に発生した大規模林野火災に対処するため、県が整備している 林野火災対策用空中消火資機材（以下「資機材」という。）の運用について必要な事項 を定めることを目的とする。

(資機材の種類及び数量)

第２条 資機材の種類及び数量は、別表のとおりとする。

(配置)

第３条 資機材の有効かつ迅速な活用を図るため、奈良県庁及び奈良県消防学校にこれを 配置する。

(資機材の運用基準)

第４条 知事は、別に定める奈良県林野火災空中消火資機材運用基準（以下「運用基準」という。）第５に該当するときは、市町村又は消防一部事務組合（以下「市町村等」という。）に資機材を貸付けることができる。

(借受申請)

第５条 市町村等の長又は管理者（以下「市町村長等」という。）は、資機材を借り受け ようとするときは、事前に資機材借受申請書（第１号様式）を知事に提出しなければならない。

２ 前項の規定にかかわらず、資機材を緊急に借り受ける必要があるときは、口頭、電話 等により借り受けの申請を行うことができる。ただし、借り受け後速やかに前項の申請 書を提出しなければならない。

(貸付決定)

第６条 知事は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認め るときは、速やかに貸付けを決定し、資機材貸付決定通知書（第２号様式）を申請者に 交付するものとする。

２ 前項の規定にかかわらず、前条第２項の規定に基づく申請にあつては、口頭、電話等 により貸付けの決定を通知することができる。ただし、通知後速やかに前項の貸付決定 通知書を交付するものとする。

(貸付の条件)

第７条 前条第１項の決定には、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

(１) 次の経費は、市町村等が負担するものであること。

イ 資機材の引き渡し及び仮納に要する経費

ロ 資機材の借受期間中における資機材管理に要する経費

(２) 資機材は、貸付けの目的以外に使用しないこと。

(３) 資機材は、善良な管理者の注意をもって管理すること。

(４) 資機材は、貸付期間満了後速やかに返還すること。ただし、知事が必要に応じて資 機材の返還を要求したときは、直ちにこれに応ずる。

(５) 空中消火薬剤を使用したときは、使用した薬剤を補てんすること。

(自衛隊の派遣要請)

第8条 市町村長等が、資機材の使用のために自衛隊ヘリコプターの災害派遣を要請するときは、その手続きを併せて行うものとし、その要領は奈良県地域防災計画及び運用基準の定めるところによるものとする。

(引渡し及び返還)

第9条 資機材の引渡し及び返還は、知事が指定する日時及び場所において行うものとする。

(損害賠償等)

第10条 市町村長等は、資機材の全部又は一部を亡失し、又はき損したときは、直ちにその旨を口頭、電話等により知事に届け出るとともに、その事実及び事由についての報告書を知事に提出しなければならない。

2 市町村長等は、前項の亡失又はき損が自己の責めに期すべき事由によるときは、全て自己の責任において補てん、修理しなければならない。ただし、知事が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

(使用報告書)

第11条 市町村長等は、第6条の規定による知事の貸付決定により借り受けた資機材を使用したときは、使用後速やかに資機材使用報告書(第3号様式)を知事に提出しなければならない。

(使用記録簿)

第12条 知事は、資機材の貸付け及び使用の状況について別に定める記録簿を作成するものとする。

第13条 この要綱に定めるもののほか、資機材の運用について必要な事項は、運用基準によるものとする。

附 則

この要綱は、昭和51年8月1日から施行する。

別 表

資 機 材 名	規 格	数 量	保 管 場 所			
			県 庁	宇陀市	十津川村	上北山村
消火薬剤散布装置 (水のう)	中型用700リットル型	16基	5	5	3	3
組立て式貯水そう	2,500リットル型	6基	3	2		1
混 合 機	空中消火薬剤作成用	3台	1	1		1

第1号様式（A4）

		○第	号
		年	日
奈良県知事	殿	申請者	市町村長等名
		印	
林野火災対策用空中消火資機材借受申請書			
下記のとおり資機材を借り受けたいので申請します。			
記			
1 資機材借受けの目的			
2 借受希望資機材の種類及び数量			
3 借受希望期間			
4 引渡し希望日時及び場所			

第2号様式（略）

第3号様式		(A
		4) 号
		年 月 日
奈良県知事	殿	申請者 市町村長等名
		印
資機材使用報告書		
年 月 日付消第 号により貸付決定を受けた資機材の使用状況等は、下記のとおりですので報告します。		
記		
1 資機材の使用状況		
2 その他		
(1) 火災発生日時	(2) 火災発生場所	
(3) 鎮火日時	(4) 出火原因	
(5) 被害状況	(6) 消火活動状況	

条例・協定－ 6 奈良県水道災害相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、異常渇水、その他水道災害の緊急時において、奈良県、県内各市町村、日本水道協会奈良県支部（以下「日水協県支部」という。）及び奈良県簡易水道協会（以下「県簡水協」という。）（以下総称して「各団体」という。）が協力して実施する奈良県内及び他の都道府県における相互応援活動について必要な事項を定めるものとする。

(相互応援体制)

第2条 災害が発生した場合の相互応援体制は、別図の組織図による。また、組織の連絡網についてもこれによる。

2 この協定に関する事項を円滑に推進するため、県内を奈良、郡山、葛城、桜井、吉野及び内吉野の6ブロック（以下「ブロック」という。）に分け、各ブロックにはそれぞれ代表市町村を、また、奈良ブロックを除いた各ブロックには副代表市町村を置く。

3 前項に規定する代表市町村は、保健所在置の市町村がこれにあたるものとする。副代表市町村は、各ブロックで選任し、任期は2年とする。また、副代表市町村は代表市町村の代理が行えるものとする。

(水道災害対策連絡会議)

第3条 この協定に係る災害対策に関する情報交換や連絡等必要な事項の協議及び調整を行うため、水道災害対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

2 連絡会議は、奈良県、奈良県水道局、日水協県支部長担当市町村、県簡水協会事務局及び第2条第2項に規定する各ブロック代表市町村で構成する。

3 連絡会議は、前項の構成団体の申し出により、奈良県が招集する。

4 この協定に基づく応援活動のまとめ、調整、資料交換等の事務局は、奈良県（生活衛生課）が担当する。

5 とりまとめ資料は下記の事項について行うものとする。

(1) 水道災害時の連絡窓口及び担当者の氏名（様式－1）

(2) 緊急時連絡先（様式－1）

(3) 緊急物資及び資機材等の保有状況（様式－2）

(4) 応援可能職員者数（様式－3）

(5) 災害対策マニュアル、地図等災害対策に必要と考えられる事項

上記の資料のとりまとめは毎年5月に日水協会員の市町村については日水協奈良県支部が行い、その他の市町村については奈良県生活衛生課が行うものとする。また、とりまとめた資料の各市町村への配布は、奈良県生活衛生課が行うものとする。

(水道災害対策本部)

第4条 水道災害が発生し、この協定に基づく相互応援活動を実施する場合は、連絡会議を奈良県水道災害対策本部（以下「対策本部」という。）に改組し、災害発生に伴う情報収集、応援要請、応急給水、応急復旧工事に関する連絡調整等必要な活動を行うものとする。

（応援内容）

第5条 応援活動は、おおむね次のとおりとする。

- （1）情報収集及び連絡調整
- （2）応急給水作業
- （3）応急復旧工事
- （4）前各号に必要な資機材、車両等の抛出
- （5）工事業者のあつ旋
- （6）前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

2 応援活動の調整は、対策本部において行う。

（応援要請等）

第6条 被災団体が応援を求めようとする場合は、所属するブロックの代表市町村を通じて、奈良県（生活衛生課及び県水道局）または日水協県支部長に必要な措置を要請するものとする。

2 前項の要請がない場合であっても、奈良県、日水協県支部長または所属するブロックの代表市町村のいずれかが緊急に応援活動を行う必要があると判断したときは、この協定による要請があったものとみなし、応援活動を行うことができる。

3 対策本部は、被災団体からの要請に基づいて、応援の調整を行うとともに、各団体に応援要請を行うこととし、応援要請を受けた団体は極力これに応じ、応援に努めるものとする。

4 他の都道府県等から応援を受け入れるとき、連絡会議または対策本部は速やかに応援に必要な調整を行い、各団体に協力を求めるものとする。

5 他の都道府県等から応援の要請があった場合についてもこの協定に基づき応援協力するものとする。

（応援要請の手続）

第7条 被災団体が応援要請しようとするときは、応援要請書により、次の事項を明らかにするものとする。ただし、そのいとまがない場合には、口頭、電話、電信等により要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。また、被災団体の判断により奈良県または日水協県支部長を通さず、応援要請を行った場合についても同様に事後報告を行うものとする。（様式－4）

- （1）災害の状況
- （2）必要とする資機材、車両等の品目及び数量
- （3）必要とする職員等の職種別人員
- （4）応援場所及びその経路

- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(物資等の携行)

第8条 応援をする団体（以下「応援団体」という。）は、派遣する職員（以下「応援職員」という。）に災害の状況に応じ給水用具、作業工具、食料、衣類、資金等のほか、野外で宿泊できるようにテント、寝袋、携帯電灯、カメラ等を携帯させるものとする。

2 応援職員は、応援団体の名を表示する腕章等を着用するものとする。

(訓練)

第9条 各団体は、この協定に基づく相互応援が円滑に行われるよう必要に応じて訓練を実施するものとする。

(費用負担)

第10条 第6条に規定する応援に要する経費は、法令その他別段の定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 応援経費は、被災団体が支弁し、被災団体が負担する額は、応援職員が所属する団体の旅費及び諸手当に関する規定により算出した当該応援団体の職員の旅費相当額及び諸手当相当額の範囲内とする。
- (2) 法令上の特別の定めその他特別の措置により、応援職員に対して応援経費につき補てんがあった場合は、その金額を被災団体の負担額から控除する。
- (3) 応援資機材、車両等の調達その他これに関する経費は、被災団体が負担する。
- (4) 応援職員が応援活動により負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合における災害補償は応援団体の負担とする。ただし、被災地において、被災団体が応急治療をする場合の治療費は、被災団体の負担とする。
- (5) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災団体が、被災団体への往復途中に生じたものについては応援団体が、その賠償の責に任じる。
- (6) 応援団体の職員とともに応援に従事する業者等の派遣に要する経費は、被災団体の負担とし、応援職員の算定基準による。これにより難しい場合は、その都度調整を図る。
- (7) 応援職員は、被災団体が応援経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災団体から要請があった場合は、一時繰替支弁する。

応援経費を一時繰替支弁した場合は、次に定めるところにより算出した額について被災団体に請求する。

ア 物資については、当該物資の購入費及び輸送費に相当する額

イ 車両類については、燃料費及び破損または故障を生じた場合の修理費に相当する額

ウ 機械器具等については、輸送費及び破損または故障を生じた場合の修理費に相当する額

被災団体への請求は、関係書類を添付した応援団体からの請求書により行う。

2 前項各号の定めにより難いときは、各団体が協議して定めるものとする。

(補則)

第 11 条 この協定の実施に関し必要な事項またはこの協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

(適用)

第 12 条 この協定は、平成 15 年 6 月 2 日から適用する。

この協定の成立を証するため、本書 3 通を作成し、奈良県知事、各市町村長、日水協県支部長及び簡水協会長が記名押印の上、奈良県知事、日水協県支部長及び県簡水協会長がその 1 通を保有し、他の市町村長はその写しを保有する。

平成 15 年 6 月 2 日

記名押印〔略〕

条例・協定－ 7 吉野町災害協定締結一覧

(平成 26 年 5 月現在)

協定名	締結日	締結先	内容
災害時等における応急復旧業務に関する協定書	H22. 1. 19	奈良県建設業協会 吉野支部	災害時等における 応急復旧業務
災害における食糧・物資の安定供給等に関する協定書	H23. 7. 25	吉野ストア株式会社	災害時等における 食糧・物資の優先 供給
災害時における避難者の相互受け入れに関する協定書	H24. 4. 1	東吉野村	災害時等における 避難者相互受け入れ
災害時における物資供給等に関する協定書	H24. 6. 1	市民生活協同組合 ならコープ	災害時等における 物資の供給
災害時における段ボール製簡易ベッド等の支援協力に関する協定	H24. 7. 10	セッツカートン株式会社	災害時における段 ボール製簡易ベッ ド等の供給
災害時等の応援に関する申し合わせ	H24. 8. 30	近畿地方整備局	災害直後の緊急対応支援
災害時における電気設備の応急復旧の応援に関する協定書	H24. 11. 16	奈良県電気工事工業組合	災害時等の電気設備 応急復旧
災害時における L P ガス等の優先供給に関する協定書	H25. 4. 17	吉野町燃料協同組合	災害時等の L P ガス等 供給
災害時における物資の供給に関する協定書	H25. 7. 5	コーナン商事株式会社	災害時等における 物資の確保・供給
災害時における物資供給に関する協定書	H25. 7. 5	コメリ災害対策センター	災害時における物資の 供給
災害発生時における吉野町と郵便局の協力に関する協定	H25. 10. 31	吉野町内郵便局	災害時等における 協力支援
災害発生時の相互応援に関する協定	H26. 4. 17	さくらサミット加盟自治体 13 市町村	加盟自治体間での 災害時における相互 応援

一 樣 式 集 一

様式 1 災害概況即報

消防庁受信者氏名

災害名 (第 報)

報 告 日 時	年 月 日 時 分
都 道 府 県	
市 町 村 名 (消 防 本 部 名)	
報 告 者 名	

災害の概況	発生場所				発生日時		月 日 時 分								
被害の状況	人的被害	死者			人	重傷		人	住宅被害	全壊		棟	床上浸水		棟
		うち 災害関連死者		人			人	半壊			棟	床下浸水		棟	
		不明			人		軽傷			人	一部損壊		棟	未分類	
	119 番通報の件数														
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)				(市町村)								
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第 39 条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)												
	自衛隊派遣要請の状況														
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策														

(注) 第 1 報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後 30 分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

＜災害概況即報記入要領＞

1. 災害の概況

1) 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

2) 災害種別概況

- ① 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- ② 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
- ③ 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- ④ その他これらに類する災害の概況

2. 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

119 番通報の件数を記入する欄については、第 3 直接即報基準に該当する災害において、町から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、119 番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

3. 応急対策の状況

（ア）当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等（以下「災害対策本部等」という。）を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入すること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

（イ）消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第 39 条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。

（ウ）自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。

（エ）その他町が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

様式2 被害状況即報

市 町 村 名						区 分			被 害				
災 害 名 報 告 番 号			災害名 第 報 (月 日 時現在)			そ の 他	田	流 失 ・ 埋 没	ha				
								冠	水	ha			
所 属 名		畑	流 失 ・ 埋 没	ha									
			冠	水	ha								
報 告 者 名							学 校			箇所			
連 絡 先 ☎							病 院			箇所			
区 分			被 害				道 路			箇所			
人 的 被 害	死 者		人				橋 り よ う			箇所			
	うち災害関連死者		人				河 川			箇所			
	行 方 不 明 者		人				港 湾			箇所			
	負傷者	重 傷	人			砂 防			箇所				
		軽 傷	人			清 掃 施 設			箇所				
住 家 被 害	全 壊		棟			そ の 他	崖 く ず れ			箇所			
			世帯				鉄 道 不 通			箇所			
				人			被 害 船 舶 隻						
	半 壊		棟				水 道 戸						
			世帯				電 話 回線						
				人			電 気 戸						
	一 部 破 損		棟				ガ ス 戸						
			世帯				ブ ロ ッ ク 塀 等			箇所			
				人									
	床 上 浸 水		棟				り 災 世 帯 数			世帯			
			世帯				り 災 者 数			人			
				人			火 災 発 生						
	非 住 家	公 共 の 建 物		棟			火 災 発 生	建 物		件			
		そ の 他		棟				危 険 物		件			
							そ の 他		件				

区 分		被 害	市 町 村 本 災 害 対 策 部	名 称	
公立文教施設	千円			設 置	月 日 時
農林水産業施設	千円			解 散	月 日 時
公共土木施設	千円		災害対策本部については、市町村長を長とした災害対策基本法に基づく本部を設置し場合のみを記入すること。		
その他の公共施設	千円				
小 計	千円		災 害 適 用 市 救 助 村 法 名	計	団体
農 産 被 害	千円				
林 産 被 害	千円				
畜 産 被 害	千円				
水 産 被 害	千円				
商 工 被 害	千円				
そ の 他	千円				
被 害 総 額	千円		119番通報件数		
応急対策の状況	消防機関等の活動状況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出勤規模、活動状況等を記入すること。)			
	自衛隊の災害派遣		その他		

* 1 被害額は省略することができるものとする。

* 2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入すること。

様式 3 災害年報

市町村名

区分			災 害 名							計
			発生年月日							
人的被害	死 者		人							
		う ち 災害関連死者	人							
	行 方 不 明 者		人							
	負傷者	重 傷	人							
		軽 傷	人							
住家被害	全 壊	棟								
		世帯								
		人								
	半 壊	棟								
		世帯								
		人								
	一 部 損 壊	棟								
		世帯								
		人								
	床 上 浸 水	棟								
		世帯								
		人								
	床 下 浸 水	棟								
		世帯								
		人								
非住家	公 共 建 物		棟							
	そ の 他		棟							
その他の	田	流 失 ・ 埋 没		ha						
		冠 水		ha						
	畑	流 失 ・ 埋 没		ha						
		冠 水		ha						
	学 校		箇所							
	病 院		箇所							
	道 路		箇所							
	橋 り よ う		箇所							
	河 川		箇所							
	港 湾		箇所							
	砂 防		箇所							
	清 掃 施 設		箇所							
	崖 く ず れ		箇所							
	鉄 道 不 通		箇所							
	被 害 船 舶		隻							
水 道 戸										

災 害 名 発生年月日								計
区分								
電	話	回線						
電	気	戸						
ガ	ス	戸						
その他	ブロック塀等	箇所						
火災発生	建物	件						
	危険物	件						
	その他	件						
り 災 世 帯 数		世帯						
り 災 者 数		人						
公 立 文 教 施 設		千円	()	()	()	()	()	()
農 林 水 産 業 施 設		千円	()	()	()	()	()	()
公 共 土 木 施 設		千円	()	()	()	()	()	()
その他の公共施設		千円	()	()	()	()	()	()
小 計		千円	()	()	()	()	()	()
その他	農 産 被 害	千円						
	林 産 被 害	千円						
	畜 産 被 害	千円						
	水 産 被 害	千円						
	商 工 被 害	千円						
そ の 他		千円						
被 害 総 額		千円						
市町村災害対策本部		設置	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
		解散	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
消 防 職 員 出 動 延 人 数								
消 防 団 員 出 動 延 人 数								

被害報告基準

被 害 項 目		報 告 基 準
人 的 被 害	死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
	行 方 不 明 者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるもの。
	負 傷 者 〔重傷者〕 〔軽傷者〕	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは1月未満で治療できる見込みのもの。 なお、重軽傷者の別が把握できない場合はとりあえず負傷者として報告する。併せて、負傷した高齢者や障害者等は再掲する。
住 家 の 被 害	住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全 壊 (全 焼) (流 失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもまたは住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。
	半 壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもとする。
	一 部 破 損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもとする。ただし、窓ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床 上 浸 水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木などのたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床 下 浸 水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

被 害 項 目			報 告 基 準
非 住 家 の 被 害			「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないもの。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 「公共建物」とは、例えば、役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物。 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物。 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたものののみ記入するものとする。
そ の 他 の 被 害	田 畑 の 害	流 失 埋 没	耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能となったもの。
		冠 水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもの。
	学 校		学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設をいう。
	道 路		「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	橋 り よ う		「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河 川		「河川」とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	砂 防		「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清 掃 施 設		「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄 道		「鉄道不通」とは、汽車、電車等の通行が不能になった程度の被害とする。
	船 舶		「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流出し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	水 道		「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	電 話		「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。

被 害 項 目		報 告 基 準
	電 気	「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガ ス	「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブ ロ ッ ク 塀	「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
り 災 者	り 災 世 帯	「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。 例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、又同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	り 災 者	「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。
火 災 発 生		地震の場合のみ報告する。
被 害 額	公 立 文 教 施 設	「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
	農 林 水 産 業 施 設	「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設及び共同利用施設とする。
	公 共 土 木 施 設	「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路とする。
	そ の 他 の 公 共 施 設	「その他の公共施設」とは、公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公共又は公共の用に供する施設とする。
	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きするものとする。	
そ の 他 の 被 害 額	農 産 被 害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林 産 被 害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜 産 被 害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水 産 被 害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、魚貝、漁船等の被害とする。
	商 工 被 害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具とする。

様式 4 緊急通行車両等事前届出書
様式 5 緊急通行車両等事前届出済書

別記様式第1（第2関係）

災 害 地 震 防 災 応 急 対 策 用 原 子 力 災 害 国 民 保 護 措 置 用 緊 急 通 行 車 両 等 事 前 届 出 書 年 月 日 奈良県公安委員会 殿 届出者住所 (電話) 氏 名 印		災 害 地 震 防 災 応 急 対 策 用 原 子 力 災 害 国 民 保 護 措 置 用 緊 急 通 行 車 両 等 事 前 届 出 済 証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する。 年 月 日 奈良県公安委員会 印	
番号標に表示されている番号		(注) 1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を奈良県警察本部（交通規制課）又は最寄りの警察署若しくは交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。 2 届出内容に変更が生じ、又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、先の事前届出を行った警察署又は奈良県警察本部（交通規制課）に届け出て、再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。 (3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。	
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）			
使用者	住 所		() 局 番
	氏 名		
出 発 地			
(注) この事前届出書は正副2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。ただし、県の機関にあっては、奈良県警察本部（交通規制課）に提出することができます。			

備考 1 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式 6 緊急通行車両等確認申出書

地震防災 災害応急対策用 原子力災害 国民保護措置用		
緊急通行車両等確認申出書		
年 月 日		
奈良県公安委員会 殿		
申出者住所 (電話) 氏 名		
⑩		
番号標に表示されて いる 番 号		
車 両 の 用 途 (緊急輸送を行う車 両にあつては、輸送 人員又は品名)		
使 用 者	住 所	電話 () —
	氏 名	
出 発 予 定 地		
(注) この確認申出書には、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付してください。		

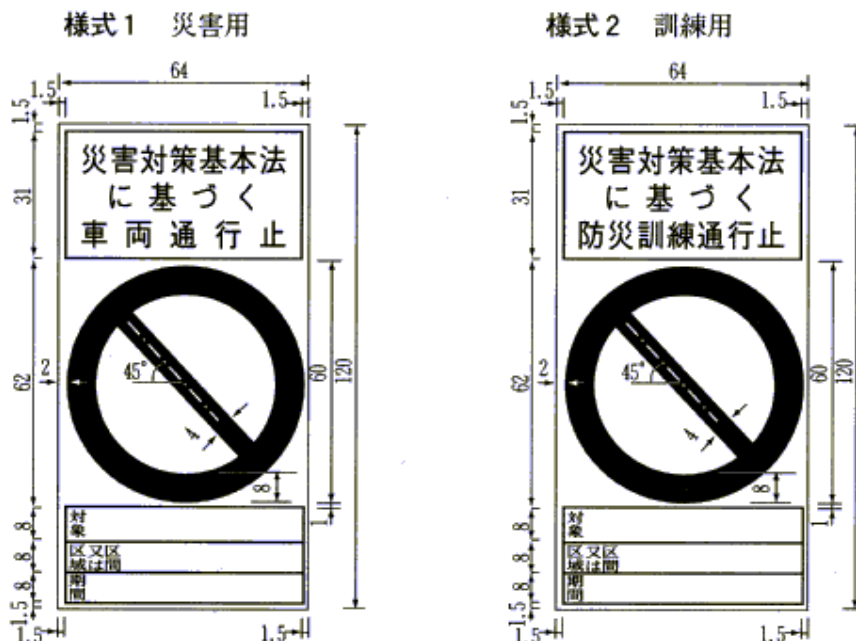
- 備考 1 申出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 版とする。

様式 7 緊急通行車両の標章



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

様式 8 交通規制の標識



備考

- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線は太さは1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

様式9 リ災証明書様式

リ災証明申請書

※太線内を記入してください。令和 年 月 日

申請者	住所					
	現在の連絡先				電話：	
	フリガナ 氏名	印	リ災者との関係 ☐ 本人 ☐ 親族 ☐ その他（ ）			
リ災者	住所					
	現在の連絡先				電話：	
	フリガナ 氏名	印				
リ災世帯 の構成員	氏名	続柄	氏名	続柄	氏名	続柄
		世帯主				
リ災場所等	奈良県吉野郡吉野町大字					
	☐ 住家	☐ 持家		☐ 借家（所有者住所・氏名）		
	☐ 非住家	☐ 貸家		（ ）		
リ災年月日						
リ災程度						
リ災原因						

※本人もしくは同一世帯以外の方が申請者の場合は、下記委任状に記入してください。

委 任 状	
令和 年 月 日	
吉野町長 様	
上記申請者_____にリ災証明書の請求・受領について委任します。	
委任者	住所 _____
	氏名 _____ 印 _____

吉野町確認欄

本人確認欄	☐ 住基 ☐ 運転免許証 ☐ 保険証 ☐ 住基カード ☐ 外国人登録証
	☐ 納税通知書 ☐ 職員による確認 ☐ その他（ ）

り災証明書

吉里証第 号

り災者	被災時の住所					
	現在の連絡先					
	氏名					
り災世帯 の構成員	氏名	続柄	氏名	続柄	氏名	続柄
		世帯主				
り災場所 等	建物所在地					
	奈良県吉野郡吉野町大字					
	建物の種類					
	「持家」「借家」「貸家」の別 ※借家の場合、所有者住所・氏名 ()					
り災年月日						
り災原因						
り災程度						

上記のとおり、相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

吉野町長